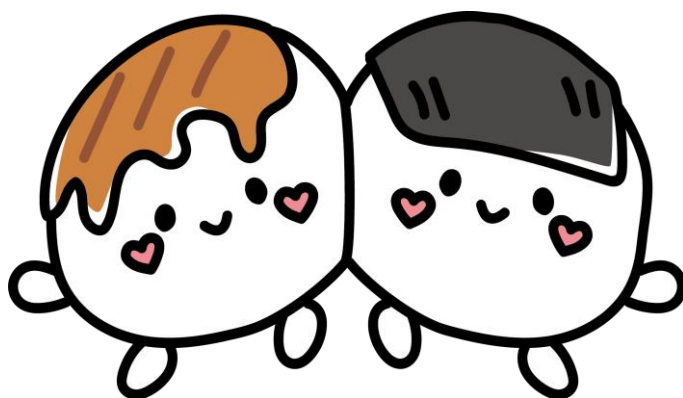


令和6(2024)年度
中野区子どもの権利救済委員
(子どもオンブズマン)

活動報告書



マスコットキャラクター「だんごず」



中野区

中野区子どもオンブズマン 子ども相談室 ポカコロ

はじめに

はじめに

子どもオンブズマン 石川 悦子

子どもは、いかなる社会においてもかけがえのない存在であり、その声に耳を傾け、権利を尊重し、健やかに成長できる環境を保障することは、私たち大人の責務です。

本活動報告書は、令和6年度における子どもの人権に関する相談、調査、救済活動の記録と成果をまとめたものです。私たち子どもオンブズマンは、日々寄せられる声に真摯に向き合い、ひとつひとつの事案に子どもの権利救済相談・調査専門員ならびに事務局職員とともに丁寧に取り組んで参りました。

近年、SNS の利用拡大や社会の変化などにより、子どもたちを取り巻く課題は複雑化・困難化しています。いじめ問題、不登校、児童虐待、発達障害や性の多様性などへの理解不足など、子どもたちの「今」に寄り添い、必要な支援を届けることの重要性はますます高まっています。

私たちはこれからも、子ども自身の声に耳を傾け、本人の視点を尊重した対応を心がけ、関係機関や地域と連携しながら、すべての子どもが尊厳をもって生きられる社会の実現を目指して活動を続けてまいります。

本報告書が、子どもの人権について考える一助となり、より多くの方々の理解と協力を得るきっかけとなることを願っております。



中野区子どもオンブズマン
子ども相談室 ポカコロ

目 次

はじめに

I 中野区子どもの権利救済委員制度の概要

- 1 中野区子どもの権利に関する条例について3
- 2 中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)4
- 3 中野区子どもオンブズマン 子ども相談室(愛称:ポカコロ)7

II 令和6年度 子ども相談室における相談・救済活動

- 1 新規相談13
- 2 相談対応の方法18
- 3 関係機関への連絡、調整活動19
- 4 事例報告20
- 5 申立て、調査活動、要請・意見の表明24
- 6 まとめ24

付録: 分類一覧

III 普及啓発活動

- 1 子ども相談室ワークショップ29
- 2 子どもの権利の日フォーラムなかの202430
- 3 講師派遣31
- 4 視察受入れ31
- 5 外部研修等への参加32
- 6 関係機関との関わりなど34
- 7 アウトリーチ活動36
- 8 普及啓発ツール36
- 9 まとめ42

IV 参考資料

- 1 中野区子どもの権利に関する条例47
- 2 中野区子どもの権利に関する条例施行規則59

<活動報告書内で使用されている略称の一覧>

正式名称	使用略称
中野区子どもの権利に関する条例	子どもの権利条例
中野区子どもの権利に関する条例施行規則	子どもの権利条例施行規則
中野区子どもの権利救済委員	子どもオンブズマン
中野区子どもオンブズマン 子ども相談室	子ども相談室
中野区子どもの権利救済相談・調査専門員	専門員
中野区子どものオンブズマンお手紙相談	オンブズお手紙

※年の表記は元号に統一しています。

I 中野区子どもの権利救済委員制度の概要

- 1 中野区子どもの権利に関する条例について
- 2 中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)
- 3 中野区子どもオンブズマン 子ども相談室 (愛称:ポカコロ)

I 中野区子どもの権利救済委員制度の概要

1 中野区子どもの権利に関する条例について

子どもの権利条例は、「区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進すること」を目的として、令和4年3月28日に公布され、同年4月1日から施行されました。

この条例は、前文から始まり、第1章「総則」、第2章「子どもの権利の保障」、第3章「子どもにやさしいまちづくりの推進」、第4章「子どもに関する取組の推進および検証」、第5章「子どもの権利の相談および侵害からの救済」、第6章「雑則」で構成された全28条です。条例の特徴は、以下のとおりです。

(1)子どもの権利の保障

- 区をはじめ子どもに関係する大人の役割を規定
- あらゆる場面における権利の保障を規定するとともに、子どもの生活する場面における権利の保障を規定

(2)子どもにやさしいまちづくりの推進

- 子どもをまちづくりのパートナーとして、子どもの今と未来のために、子どもにやさしいまちづくりを推進することを規定
- 大人から子どもへのメッセージを規定

(3)子どもに関する取組の推進

- 子どもの意見表明・参加を進めるための仕組みを規定
- 子どもに関する取組を推進するための推進計画を策定するとともに、計画の検証等の仕組みを規定
- 子どもの権利救済のための仕組みを規定

(4)子どもにわかりやすい条例を目指して

- 可能な限り平易な用語を使用し、全ての漢字にふりがなを振るとともに、「です・ます調」で規定

2 中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)

(1)設置目的

子どもオンブズマンは、子どもの権利条例第24条第1項の規定に基づき、子どもの権利の侵害(以下「権利侵害」といいます。)からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるために設けられました。

(2)設置形態

地方自治法第138条の4第3項に基づく区長の附属機関

(3)担当職務内容

子どもは単なる救済対象ではなく、自分に関わる問題を解決していく主体として位置付けられ、子どもにとって最善の利益が確保できるように支援を行います。

ア 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること

イ 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること

ウ 権利侵害からの救済のため関係者に要請^{*}をすること

※区や区の機関に対して行う場合と、区以外の機関に行う場合が想定されています。

エ 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること

オ ウの要請およびエの意見の内容を公表すること

カ 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること

(4)職務の執行

ア 職務を行うときには、子どもの意見、考え、思いを聞き、それらを尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。

イ 公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。

ウ それぞれ独立してその職務を行います。

エ 自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができません。

オ 毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければなりません。

(5)子どもオンブズマンの職務執行に係る協力

ア 区は、子どもオンブズマンの独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な協力および支援を行うとともに、専門の職員および窓口の設置等、体制の整備をはかるものとします。

イ 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもオンブズマンに相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、子どもオンブズマンの職務の執行に協力するよう努めるものとします。

(6)子どもオンブズマンの任命

子どもオンブズマンは、5名以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている人のうちから、区長が任命することとなっています。

令和7年4月1日現在、任命されている子どもオンブズマンは、以下のとおりです。

(五十音順)

氏名	所属等	任期
石川 悦子 (いしかわ えつこ)	こども教育宝仙大学 こども教育学部教授 公認心理師、臨床心理士	第一期 令和4年4月1日～ 令和6年3月31日
野村 武司 (のむら たけし)	東京経済大学 現代法学部教授 弁護士(埼玉弁護士会)	第二期
森本 周子 (もりもと ちかこ)	弁護士(第二東京弁護士会)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
松宮 徹郎 (まつみや てつお)	弁護士(東京弁護士会)	第一期 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日

(7)子どもオンブズマン ～子どもの権利救済委員の通称として～

令和4年12月から、中野区における子どもの権利救済制度について広く周知を図り、より分かりやすく親しみのある制度として定着を図っていくため、「子どもオンブズマン」という通称を用いることとしました。

子どもの権利救済に係る制度については、「子どもオンブズマン」や「子どもオンブズパーソン」という呼称が国内外で浸透しています。

中野区においては、平成2年10月から「中野区福祉サービス苦情調整委員」という福祉サービスの適用に係る区民の苦情を実施機関以外の公平な機関を通して処理するという制度が存在しており、「中野区福祉オンブズマン」

という通称が広く認知されている実態がありました。

このことから「子どもオンブズマン」という通称を用いることとしました。

なお、「オンブズマン」という語は、スウェーデン語で「代理人」を意味する語「ombudsman」に由来しています。

(8) 連絡調整会議

子どもの権利条例施行規則第17条第1項では、「救済委員の職務に関し連絡調整を行う必要がある場合その他必要があると認める場合は、救済委員全員で構成する連絡調整会議を開くことができます。」と定められています。なお、個別ケース対応に関する検討は連絡調整会議開催日以外にも随時行っています。

ア 開催状況（12回）

令和6年 4月8日、5月7日、6月11日、7月16日、8月6日、
9月5日、10月3日、11月6日、12月4日
令和7年 1月14日、2月12日、3月14日

イ 主な調整事項

- ・令和6年度子ども相談室ワークショップについて
- ・子どもの権利に関する研修の実施について
- ・区内児童館でのアウトリーチ活動の実施報告、活動内容について
- ・他自治体の運営状況及び子ども相談室の新規相談受付状況について
- ・令和7年度からの子ども相談室の窓口開設時間の変更について
- ・子どもの権利の日フォーラムなかの2024について
- ・令和6年度活動報告書について
- ・令和7年度子ども相談室ワークショップについて

3 中野区子どもオンブズマン 子ども相談室（愛称：ポカコロ）

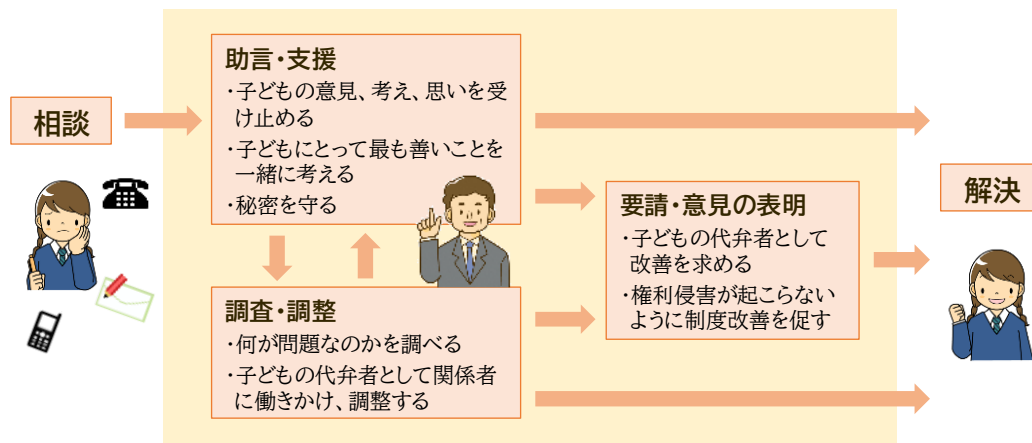
子どもの権利条例施行規則第 21 条では、子どもの権利の保障についての相談のための窓口として子ども相談室を設置することが定められています。

子どもオンブズマンへの相談窓口として、令和 4 年 9 月 1 日に「子ども相談室」を開設しました。

子ども相談室では子どもからの相談に応じて助言や支援を行うとともに、救済するための調査・調整や、要請・意見の表明を行います。なお、子ども相談室の特徴は以下のとおりです。

- 子どもの意見、考え、思いを聞き、子どもに寄り添いながら相談を受け、子どもにとっての最善の利益を考慮しながら、問題を解決することを基本としていること
- 権利侵害全般について取り扱うこと
- 公的な第三者機関であること
- 関係機関との調整や関係機関への要請・意見の表明が、子どもの権利条例に基づく権限として規定されていること

【イメージ図】 相談から解決(権利侵害からの救済)までの流れ



(1)所在地

〒165-0027 中野区野方一丁目 35 番 3 号 教育センター分室 3 階

(2)対象

子ども※(その子どもの関係者を含む)

※子どもの権利条例において、「区内に在住し、在学し、または在勤する等、区内において生活し、活動する 18 歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人」と定義しています。このため、18 歳で高等学校等に在学している場合等も対象となります。

(3)開室日時

月曜日から土曜日までの午前 11 時から午後 7 時まで(日曜日・祝日、年末年始を除く)

※令和7年4月1日から、開室日時は以下のとおり変更しました。

月曜日から水曜日、金曜日の午後 1 時から午後 7 時まで
土曜日の午前 10 時から午後 4 時まで
(木曜日・日曜日・祝日、年末年始を除く)

(4)相談方法

電子メールの相談について、令和7年4月1日から中野区立小・中学校の学習用端末のホーム画面に相談用の入力フォームが立ち上がるアイコンを設定しました。

- 電話：0120-463-931(フリーダイヤル)
- 電子メール：kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp
※入力フォームあり
- 手紙
※専用様式あり
- 来室 など

(5)要請や意見の表明に係る申立て

子どもやその関係者(保護者など)は、子どもオンブズマンに対して以下について申立てを行うことができます。

- 権利侵害からの救済のため、関係者に改善などの要請を行うこと
- 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するため、制度の改善などについての意見の表明を行うこと

子どもオンブズマンは、権利侵害に関わる事実の調査や関係者間の調整を行います。また、関係者や関係機関に対して、要請や意見の表明を行うこともあります。関係者への一方的な要請により、権利侵害の相手方とその子どもを対立させてしまつては、子どもの最善の利益にならない場合もあるため、関係者との調整は重要な役割を担います。

(6)子どもの権利救済相談・調査専門員の配置

子どもオンブズマンの独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するため、子どもオンブズマンの職務を補佐することなどを目的として、専門員(会計年度任用職員)を配置しています。

①職務

- ア 子どもの権利の保障について必要な調査等を行うこと
- イ 子どもの権利の保障についての普及啓発に関すること

ウ 子どもオンブズマンの職務について補佐すること

②任用資格

ア 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保育士若しくは弁護士である者又はこれらの者と同等以上の能力を有する者であると区長が認める者であること

イ 相談・調査専門員の職務を遂行するために必要な知識及び経験並びに能力を有すると認められること

ウ 職務に関連した知識を積極的に修得し、子どもに寄り添いながら支援を行うことについて熱意を有すること

(7)事務局の職務

○ 子ども相談室に関すること

○ 子どもの権利に係る普及啓発に関すること

(8)体制(令和 7 年 4 月 1 日現在)

○ 子どもオンブズマン 4 名

○ 専門員 4 名

(社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保育士)

○ 事務局 3 名

(子ども教育部 子ども・教育政策課 子ども相談係職員)

教育センター分室入口



子ども相談室入口



面談室



(9)愛称「ポカコロ」、マスコットキャラクター「だんごーず」について

子どもたちが愛着をもち、相談しやすい、来訪しやすい子ども相談室としていくため、令和 5 年度に区内の小中学生から愛称とマスコットキャラクターを募集しました。あわせて、応募作品の中から子どもの意見を反映させ選定を行うワークショップを実施しました。ワークショップには区内の 12 名の小中学生が参加し、子ども相談室にふさわしいと考える作品を選んでくれました。

愛称の応募総数 84 点、マスコットキャラクターの応募総数 374 点の中から選ばれたのが、愛称「ポカコロ」と、マスコットキャラクター「だんごーず」です。

○愛称「ポカコロ」

作者

南中野中学校 1 年生 田中^{たなか} 里菜^{りな}さん

作品に込められた思い

安心してゆっくり相談できる場所であってほしい。ポカポカしたココロで帰れるように。

○マスコットキャラクター「だんごーず」

作者

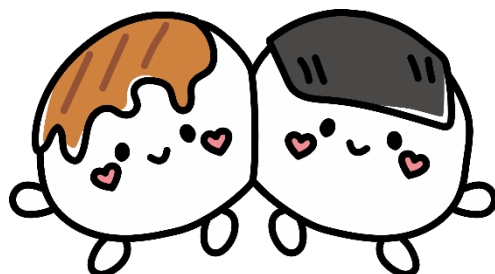
南中野中学校 3 年生 瀧澤^{たきざわ} 母花^{もか}さん

作品に込められた思い

もちもちのだんごみたいに仲良しでくっついて離れない関係をみんな作ってほしいから。

※作者の学校・学年は令和 5 年度時点。

ポカコロ



Ⅱ 令和6年度 子ども相談室における

相談・救済活動

- 1 新規相談
- 2 相談対応の方法
- 3 関係機関への連絡、調整活動
- 4 事例報告
- 5 申立て、調査活動、要請・意見の表明
- 6 まとめ

付録:分類一覧

Ⅱ 令和 6 年度 子ども相談室における相談・救済活動

令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)の相談・救済活動の状況は、前年度以前から継続している相談の件数も含めて、以下のとおりです。¹

令和 6 年度の相談件数は、新規相談が94件、前年度以前からの継続相談が13件、計107件でした。

前年度以前からの継続件数13件のうち12件が当年度で終結となり、1件が次年度に継続となります。

当年度の新規相談94件のうち、79件が当年度で終結となり、15件が、次年度に継続になります。

したがって、次年度に継続する件数は、16件になりました(図1)。

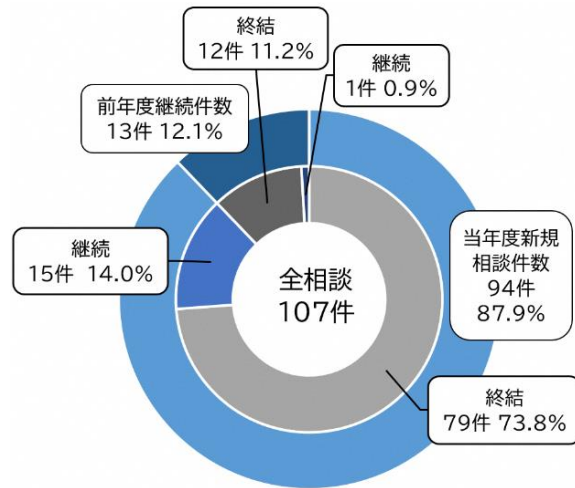


図1 相談の終結・継続件数

1 新規相談

新規相談とは、相談者から子ども相談室に相談された、初回の相談(以下「初回相談」といいます。)をいいます。新規相談者とは、新規相談の相談者をいいます。同一の相談者でも、異なる内容の相談があった場合には、その内容ごとに1件として集計しています。

(1) 新規相談の状況 (図2)

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの新規相談件数は94件でした。

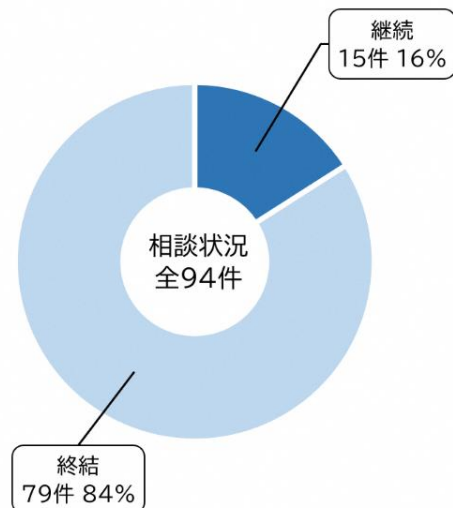


図2 新規相談の状況

¹パーセント表示について、原則として小数第二位を四捨五入しているため、内訳を足し上げても100%にならない場合があります。

(2) 新規相談者及び相談の対象となる子どもの属性

① 新規相談者の属性 (図3)(表1)

新規相談者のうち、子どもからの相談は73件(77.7%)でした。また、「子ども以外(大人・関係機関)」(以下「子ども以外」といいます。)からの相談は21件(22.3%)でした。(表1a)「子ども」からの相談件数は、令和5年度から約2倍に増加しています。

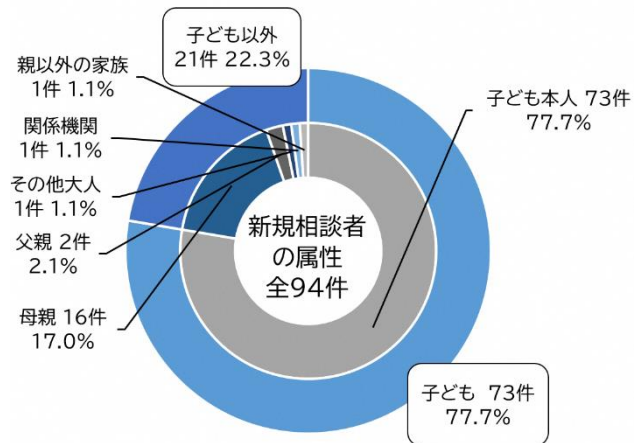


図3 新規相談者の属性

「子ども以外」の相談のうち最も多かったのは、令和5年度(表1b)に引き続き「母親」で16件(17.0%)でした。

表1a 新規相談者の属性(令和6年度)

令和6年度	
子ども	73
子ども以外	21
母親	16
父親	2
その他大人	1
関係機関	1
親以外の家族	1
不明(子ども以外)	0
不明	0

表1b 新規相談者の属性(令和5年度)

令和5年度	
子ども	37
子ども以外	32
母親	17
父親	4
その他大人	4
関係機関	4
親以外の家族	2
不明(子ども以外)	1
不明	1

② 新規相談者が子どもの場合の学年 (図4)

令和6年度、最も相談が多かった学年は「小学2年生」で15件(20.5%)でした。次いで、「小学4年生」で13件(17.8%)、「小学6年生」で9件(12.3%)でした。小学1年生から高校2年生まで、各学年1件以上の相談がありました。

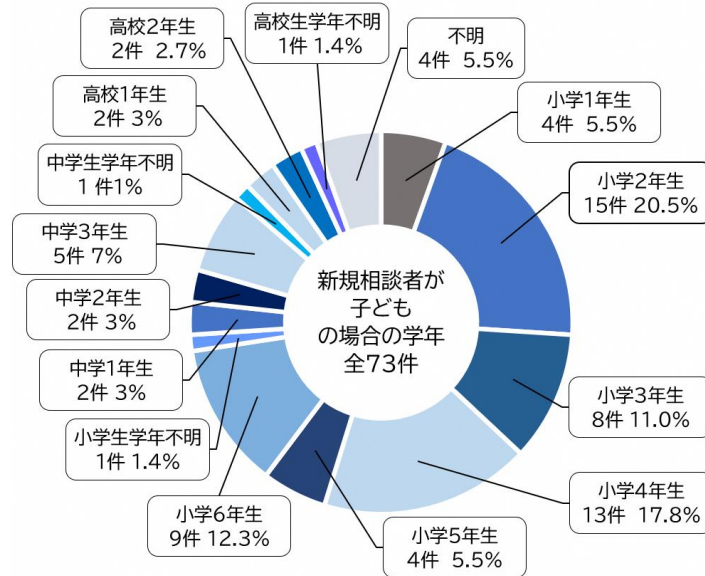


図4 新規相談者が子どもの場合の学年

③相談室を知ったきっかけ（図5）

「どこで知ったか」について(図5a)、最も多かったのは「児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ」で13件(13.8%)、次いで「学校」が8件(8.5%)でした。「その他」には場所を特定できないもの、例えば知人からの紹介や教育センター分室の掲示が含まれています。

次に、「何の媒体で知ったか」については(図5b)、「紹介」が最も多く7件(7.4%)、次いで「ネット検索」が6件(6.4%)、「機関紙・カード等」が5件(5.3%)でした。

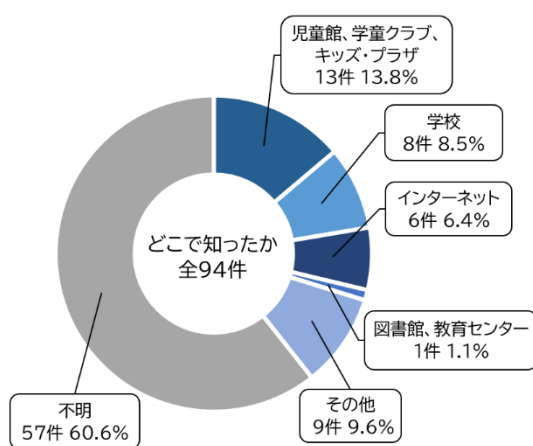


図5a どこで相談室を知ったか

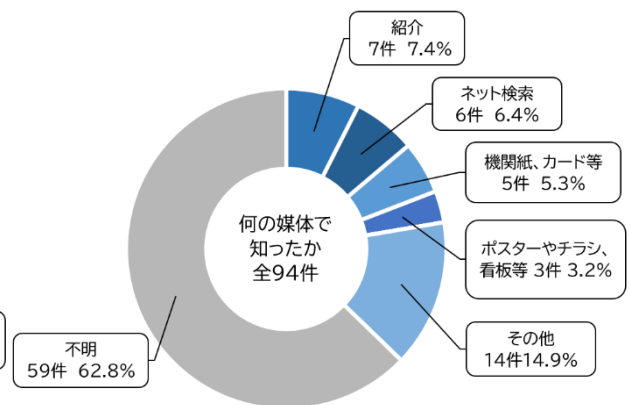


図5b 何の媒体で相談室を知ったか

④初回相談の手段（図6）

初回相談の手段について、「子ども」と「子ども以外」とに分けて集計しています。子どもの初回相談(図6a)では「電話」が最も多く27件(37.0%)、次いで「オンブズお手紙」が15件(20.5%)でした。子ども以外の初回相談(図6b)では「電話」が最も多く13件(61.9%)利用されました。

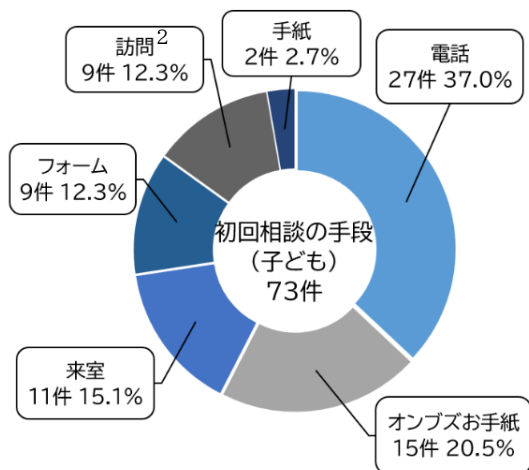


図6a 初回相談の手段(子ども)

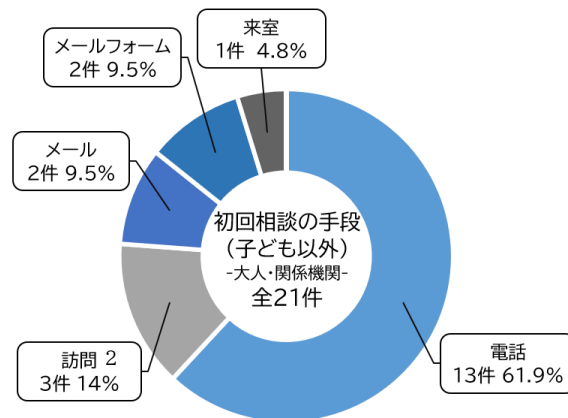


図6b 初回相談の手段(子ども以外)

⑤相談の対象となる子どもの学年（図7）

「小学2年生」、「小学4年生」が16件(17.0%)と最も多く、次いで「小学6年生」、「小学3年生」がいずれも10件(10.6%)でした。すべての年齢層の子どもについての相談がありました。

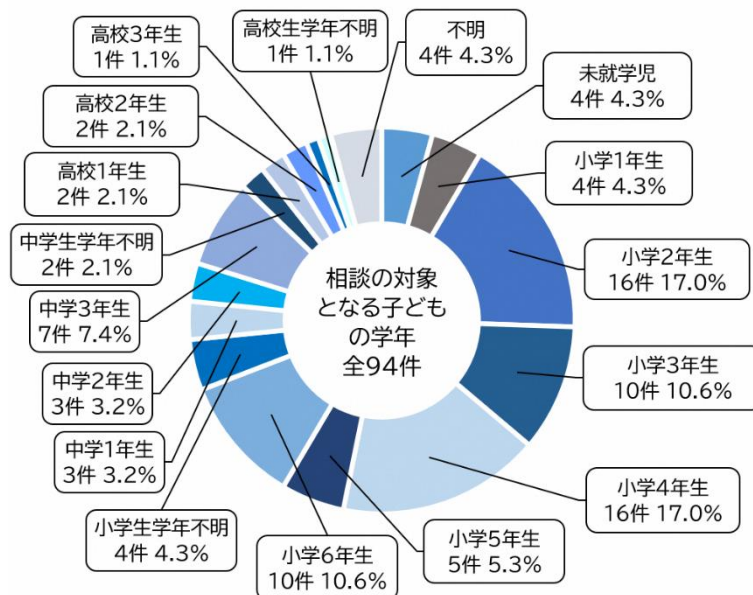


図7 相談の対象となる子どもの学年

² 訪問：令和6年度から実施している児童館等へのアウトリーチ活動も含まれます。

(3) 相談内容(初回相談における主訴)

①「誰が困っているのか」(図8)

新規相談者が子どもであった場合に、相談内容について「誰についての相談か」すなわち「誰が困っているのか」に着目し、「自分」「家族(きょうだい)」「友だち」「その他の子ども」「不明」に分類して集計しています。最も多かったのは「自分のこと」についての相談(60件、82.2%)で、子どもからの相談の多くがその子ども自身についての相談でした。

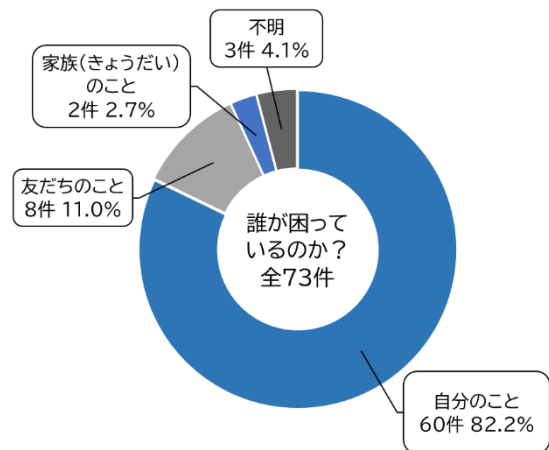


図8 誰が困っているのか

②「どんなことで困っているのか」(図9)

「何についての相談か」すなわち「どんなことで困っているのか」に着目して分類し、集計しています。

子どもからの相談であった場合(図9a)、「いじめ(疑い含)」についての相談が15件と最も多く、次いで「交友関係(いじめ以外)」が11件、「家庭・家族」が10件でした。

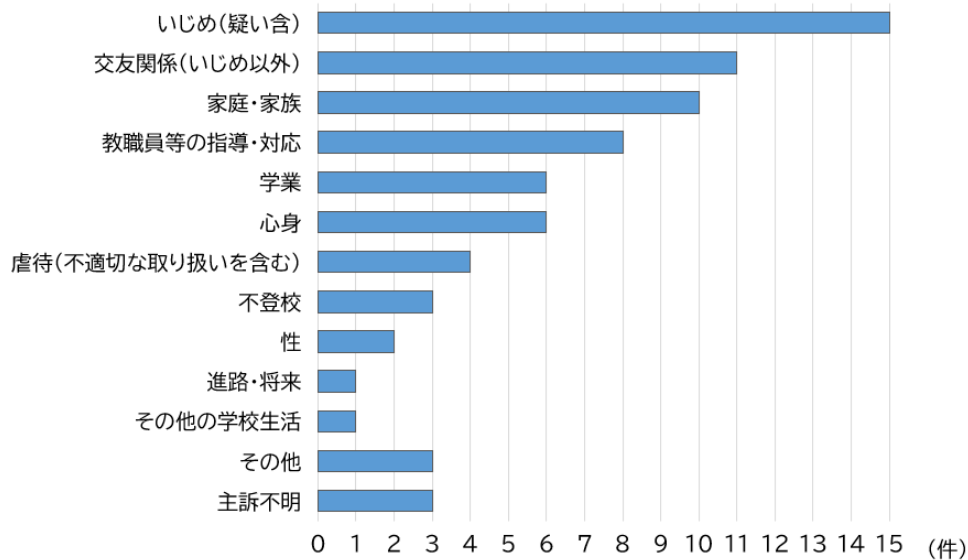


図9a どんなことで困っているのか(子ども)

子ども以外からの相談であった場合(図9b)には、「不登校」についての相談が4件で最も多く、次いで「いじめ(疑い含)」、「進路・将来」「心身」についての相談が3件でした。

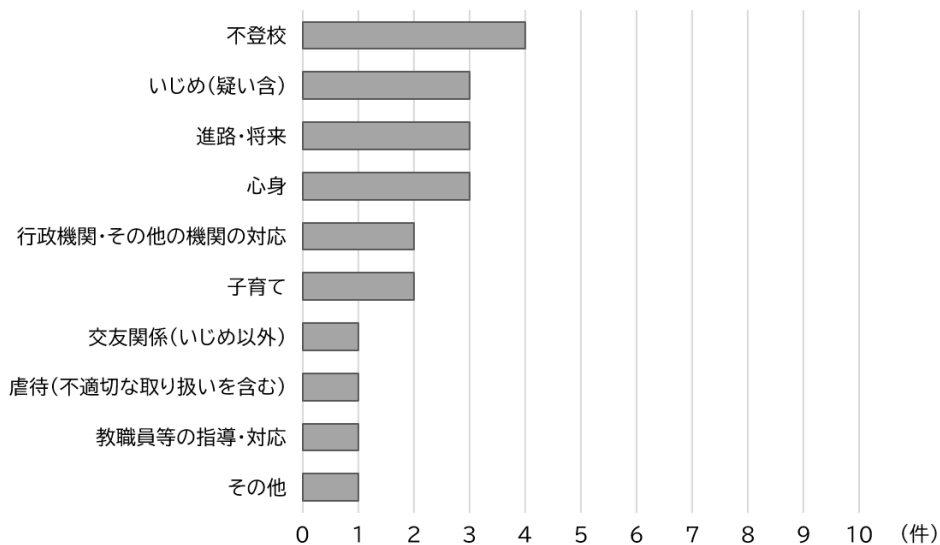


図9b どんなことで困っているのか(子ども以外)

2 相談対応の方法 (表2)

令和 6 年度の相談対応総回数(延べ³)は575回(表2a)でした。子どもとの相談対応では「来室」が最も多く107回(38.8%)、次いで「電話」が66回(23.9%)でした。子ども以外では「電話」を利用する割合が最も高く、194回(64.9%)でした。

表2a 相談対応の方法(令和 6 年度)

令和 6 年度		
方法	子ども	子ども以外
電話	66	194
メール	15	17
メールフォーム	13	2
手紙	5	0
オンブズお手紙	23	0
オンライン	0	0
来室	107	31
訪問 ⁴	46	54
その他	1	1
小計	276	299
合計	575	

表2b 相談対応の方法(令和 5 年度)

令和 5 年度		
方法	子ども	子ども以外
電話	39	290
メール	4	67
メールフォーム	15	0
手紙	0	4
オンブズお手紙	33	4
オンライン	0	0
来室	7	38
訪問 ⁴	0	9
その他	1	13
小計	99	425
合計	524	

³延べ: 子ども相談室における相談対応の総数です。例えば、1人の相談者に対して4回の対応を行った場合には4と数えます。

⁴ 訪問: 令和6年度から実施している児童館等へのアウトリーチ活動も含まれます。

3 関係機関への連絡、調整活動

(1) 関係機関の種別 (表3)

子ども相談室は、権利侵害からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、子どもや関係者等から相談を受けた後、必要に応じて区内の様々な関係機関とともに、子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めます。令和6年度は、関係機関の中では児童相談所と最も多くやりとりをしました(58件、40.5%)。次に多かったのは、児童館、学童クラブ、キッズ・プラザで40件(28.0%)、学校で24件(16.8%)でした。

表3 関係機関の種別と活動の割合

関係機関の種別	件数(件)	割合(%)
児童相談所	58	40.5
児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ	40	28.0
学校	24	16.8
教育委員会	11	7.7
教育センター	4	2.8
すこやか福祉センター	2	1.4
図書館	1	0.7
その他	3	2.1
合計	143	100.0

(2) 活動の分類 (図10)

関係機関とのやりとりでは、「連絡・打合せ」が主で、135件(94.4%)でした。次いで、「調整」が5件(3.5%)、「コンサルテーション⁵」が2件(1.4%)でした。

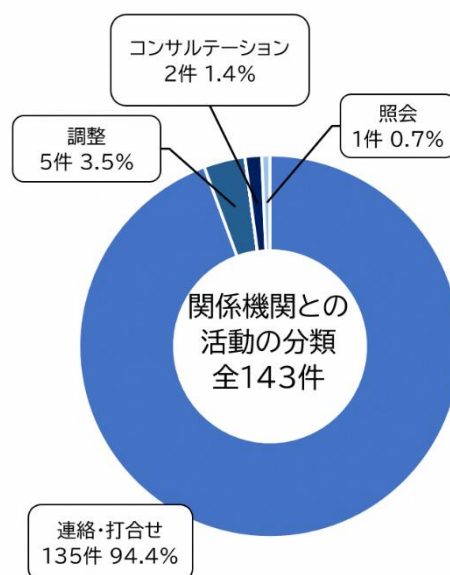


図10 関係機関との活動の分類

⁵ コンサルテーション: 関係機関に対する助言のことです。

4 事例報告

相談事例は、プライバシー保護のため、子ども相談室が対応した複数の事例から構成し、内容を一部変更して作成しています。

(1) ケース 1 事例報告

【相談内容】

相談者	本人	方法	オンブズお手紙	所属／学年	小学生
登場人物	相談者 A 親友 B 担任 C				
相談の主な内容	親友から「話をしたくない」と言われ、クラスで過ごしづらい。 Aは、親友でもあるクラスメートBから、突然「話をしたくない」と言われてしまった。クラスで過ごしづらい。相談室からのお返事を、電話で受けることを希望。				

【対応】

オンブズお手紙には、相談室から電話がほしい曜日と時間帯が書いてありました。専門員が希望の日時にお電話をしたところ、A が応答してくれました。

くわしくお話をうかがうと、親友 B が急に「話をしたくない」と言い、A が話しかけようとしても離れて行ってしまうようになったとのことでした。B がなぜ怒っているのかわからないことがとてもつらい様子で、涙声になっていました。

専門員は、A が B を大切に思う気持ちを受け止めました。また、少し落ちついてから対応するのがよいと考え、〈もし、B が話しかけてくれた時に、自分の気持ちを伝えられるよう準備しておくのはどうか〉と助言しました。A も、「それならできそう、それがいいと思う」と、ほっとした様子で答えてくれました。

専門員はさらに、A がクラスで過ごしづらさを感じている状況もあることから、担任 C にも相談しておけるとよいのではないかと考え、A にとって担任 C はどんな人かをたずねました。A が「担任 C は話しやすい」と教えてくれたので、B とのことも話してみてもどうかと助言しました。専門員は、〈心配しているので、担任 C や B と話してみてもどうなったか、あるいは、話せなくて困った状況が続いた場合も、また、メールフォームや電話で相談してほしい〉と伝えました。A は「ありがとう」と言って電話を切りました。

【経過】

後日、A から電話があり、「勇気を出して担任 C に話してみたら、担任 C が親友 B と話せる機会をうまくつくってくれて、仲直りすることができた」と報告してくれました。

【相談を振り返って】

オンブズお手紙から電話での相談につながり、A の気持ちや A の困っている状況について、じっくり聴くことができた事例でした。子ども自身が持っている力や、子どもにとって身近な支援者を活かして、主体となって解決していくことができました。

(2) ケース 2 事例報告

【相談内容】

相談者	本人	方法	電話	所属／学年	小学生
登場人物	相談者 A 担任 B 父 C 校長 D				
相談の主な内容	担任の先生が怖くて、学校へ行きたくない。				
Aのクラスの担任B先生は、子どもを指導する時の言い方がきつくて怖い。自分がそういう指導をされたことはまだないが、他の子どもがされているのを見るのも怖い。学校を休みたくないが、怖くて休んでしまったこともある。先生のことを怖がっている子どもは他にもいる。先生に、もっとやさしく指導してほしい。					

【対応】

専門員は、Aの気持ちに寄り添い、相談してくれたことをねぎらいました。また、子ども相談室での来室面談をうながしました。友だちや保護者といっしょに来てもよいと伝えると、Aは「父Cといっしょに行く」とのことでした。日時を決めて、終話しました。

【経過】

Aと父Cが、約束の日時に来室し、子どもオンブズマンと専門員が面談しました。父Cとしては、「担任B先生のことは、保護者の間でも話題になっているようだ。ただ、今日はAが相談したいというので、Aから話してほしいと思う」とのことです。主としてAが、子どもオンブズマンと話しました。子どもオンブズマンは、Aの思いや考えをあらためて丁寧に聴き、他の子どもの様子、学校の様子などもたずねたうえで、Aの「先生に、もっとやさしく指導してほしい」という願いを学校に伝えたいかどうか、伝えるとしたら、どのように伝えるのがよいかを、選択肢を示しながらたずねました。Aは、「子どもオンブズマンが学校へ行って、校長先生に伝えてほしい。Aの名前は出さないでほしい」と希望しました。

後日、子どもオンブズマンと専門員が学校を訪問し、校長Dとお話ししました。担任Bのことは、保護者の方々からも相談が寄せられていたそうで、校長Dもすでによく知っていました。ただ、子どもオンブズマンがAからあずかった思いや願いを(Aと約束したとおり、お名前は出さずに)伝えたところ、校長Dは「子どもからは、そのように見えていたのか。子どもの声を聴いたことで、新たに気づかされたことがあった」と言ってくれました。そして、学校としてしっかり対応していくことを、約束してくれました。

【相談を振り返って】

子どもの希望を受けて、子どもオンブズマンが学校への調整活動を行った事例でした。子ども相談室は、子どもの思いや考えを丁寧に聴き、子どもにとっての解決像を確認したうえで、子どもが「これならできる、大丈夫だ」と思える方法で対応していくことを大切にしています。また、学校などの他機関への調整活動では、「子どもからはどのように見えているか」という視点を伝えることを大切に、はたらきかけています。

(3) ケース 3 事例報告

【相談内容】

相談者	本人	方法	メールフォーム	所属／学年	中学生
登場人物	相談者 A				
相談の主な内容	劇の自主練の時、一部のクラスメートがふざけてうるさい。				
A は、昼休みに文化祭で発表するクラスの劇を自主練する時に、一部のクラスメートがふざけてうるさく、リーダーがいっしょうけんめい声かけをしても聞かないので、いやな気持ちになる。個人でもっているメールアドレスへのお返事を希望。					

【対応】

子どもオンブズマンと専門員で、お返事のメールの文面を考えました。文面では、A の気持ちに寄り添ったうえで、担任の先生に相談してみることをすすめました。A の個人でもっているメールアドレスに、お返事のメールを送信しました。

【経過】

しばらくして、A からお返事のメールが届きました。メールの中で、A は、劇の自主練のことは解決したことを教えてくれました。また、別の新しいことについても、相談してくれました。その後も、同じような調子で、何回かメールのやりとりが続きました。

【相談を振り返って】

メールのやりとりが続いた事例でした。A にとって、子ども相談室とメールのやりとりをすることが、気持ちを吐き出したり、心を整理したりする機会の一つになっていたのかもしれませんが。

メールフォームは、匿名でも送ることができます。また、お返事については、「返事はいらぬ」を選ぶこともできます。子どもたちがそれぞれの気持ちに合わせて、思い思いに活用してくれたらと願っています。

なお、学校から配られているメールアドレスでは、設定上、子ども相談室からのお返事を受け取ることができませんので、そのことにはご注意くださいと思います。お返事がほしい時には、個人でもっているメールアドレスを記入して下さい。

(4) ケース 4 事例報告

【相談内容】

相談者	本人	方法	訪問	所属／学年	小学生
登場人物	相談者 A 母 B 児童館指導員 C				
相談の主な内容	おばあちゃんからのおこづかいをお母さんがとってしまう。 Aは、夏休みに祖母宅へ遊びに行っておこづかいをもらい、好きなゲームを買うのを楽しみにしていたが、母 B が「A がむだづかいしないように、預かっておく」と言って勝手に持って行ってしまったので、ゲームを買えない。				

【対応】

専門員が児童館でのアウトリーチ活動中に、指導員Cから「話したいことがあるそうなので、聴いてあげてほしい」と紹介され、児童館で A から相談を受けました。

専門員は、祖母からのおこづかいをめぐる A の気持ちを受け止めました。また、母 B がおこづかいを預かる背景には、A にとってより有意義に使えるように、という配慮もあるのかもしれないということについても、いっしょに想像をめぐらせました。そして、A としては、「お母さんがおこづかいを預かるのはまあいいが、A が使いたいかどうか、何に使いたいかについて、ちゃんと話を聴いてほしい」という思いであることを整理しました。すると、A は「そういえば、その気持ちをお母さんにちゃんと伝えたことがなかった」と気づき、「お母さんに話してみようと思う」と話してくれました。

専門員は A に、お家で話してみてもどうだったかを、次に専門員が児童館を訪問した機会に教えてくれるとうれしいと伝えました。あわせて、きょう話してくれたことについて、児童館の指導員にも知っておいてほしいかどうか、A の意向を確認しました。A は、「指導員にも話したくなったら、自分のタイミングで話す」とのことでした。

【経過】

その後、A とは、アウトリーチ活動で児童館へ出かけた時にも、しばしば会うことがありました。ただし、挨拶をしたり、いっしょに遊んだりはしても、相談にまでは至りませんでした。専門員は、A がまた必要とした時には話してもらえるように、日々のやりとりや遊びを通じて、信頼関係の継続に努めています。

【相談を振り返って】

アウトリーチ活動を通じて子ども相談室のことを知ってくれた A が、「話してみようかな」と思って、相談してくれたケースでした。A にとって身近で声のかけやすい存在である指導員が間に入ってくれたことも、相談のしやすさにつながったと思われれます。

なお、アウトリーチ活動で相談を聴く中で、アウトリーチ先の職員とも共有する必要がある内容が語られた場合には、専門員はそのことを子どもに説明し、子どもの同意を得たうえで、職員とも共有するようにしています。

5 申立て、調査活動、要請・意見の表明

申立て及び申立てに基づく調査活動、要請・意見の表明はありませんでした。

6 まとめ

令和6年度は、子ども自身からの相談が73件も寄せられ、前年度の37件から倍増しました。令和5年度に、区内の小中学生たちによって、子ども相談室の愛称が「ポカコロ」と名付けられ、また、相談室のマスコットキャラクター「だんごーず」が誕生したこともあり、これらの親しみやすい愛称やキャラクターと共に子ども相談室の認知度が高まった結果かもしれません。

子ども相談室が、身近で相談しやすい機関として、区内の子ども達に広く知られるようになってきたことは喜ばしいことです。それと同時に、子どもの悩みに寄り添う相談機関としての使命や責任の重さに身が引き締まる思いです。

子どもからの相談の内容としては、「いじめ(疑い含む)」についての相談が15件と最も多く、次いで「交友関係(いじめ以外)」が11件となっており、この2つを合わせた相談の割合が全体の3割を超えています。やはり、一日の大半を過ごす学校での友人関係に悩む子どもが多いことが分かります。3番目に多い相談内容は「家庭・家族」に関するもので、その数は10件でした。

子ども達が相談室を知った場所として最も多かったのは、「児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ」でした。これは、令和6年度から始めた児童館等へのアウトリーチ活動が実を結んだ結果と言えるでしょう。また、初回相談の方法としては、「電話」が最も多く27件(37.0%)、次いで「オンブズお手紙」が15件(20.5%)でした。令和5年度の相談方法が、「メール相談フォーム」と「オンブズお手紙」を合わせて80%だったことに比べると、令和6年度では、子どもからの相談であっても電話相談という方法が多く選択されました。

一方、子ども以外からの相談は、令和5年度が32件だったのに対し、令和6年度では、21件と数としては減っています。そのうち16件が母親からの相談でした。相談内容としては、「不登校」についての相談が4件で最も多く、次いで「いじめ(疑い含)」、「進路・将来」、「心身」についての相談がそれぞれ3件ありました。また、子ども以外からの初回相談の方法としては「電話」が最も多く、13件(61.9%)でした。

令和6年度で特徴的だったのが、子どもの「来室」の多さです。子ども達の来室に対する対応が107回ありました。これは、必ずしも毎回相談があったというわけではなく、以前相談があった子どもが相談室を訪れて、相談室で勤務している子どもの権利救済相談・調査専門員の顔を見ておしゃべりをしたり、相談室にあるプレイルームで遊んだりするなどの場合も含まれています。その背景には、子ども相談室が子ども達の大切な居場所となっていることが伺えます。他愛のないおしゃべりからも、子ども達の気持ちを受け止め、また、ちょっとした悩みや不安の預け場所として頼ってもらえるような相談室でありたいと思います。

これからも、子ども達にとって身近で相談しやすく、そして、愛称のとおり、みんなが「ポカポカ」した「心(こころ)」になれるよう、相談室の活動を続けていきます。
(森本子どもオンブズマン)

付録：分類一覧

【受付に関わる分類】

新規相談者の属性 誰からの相談か？	何についての相談か？ どんなことで困っているのか？ ※3
子ども	いじめ(疑い含む)
子ども以外(大人・関係機関)	交友関係(いじめ以外)
不明	不登校
	学業
	進路・将来
	その他の学校生活
	虐待(不適切な取り扱いを含む)
	体罰(暴力・暴言を含む)
	教職員等の指導・対応
	行政機関・その他の機関の対応
	心身
	発達
	性
	家庭・家族
	労働・アルバイト
	SNS・インターネット
	差別
	制度改善
	子育て
	その他
	主訴不明

※1 属性が子どもの場合のみ選択する

※2 権利侵害を受けている対象は誰か？

※3 権利侵害であると感じていることは何か？

救済を求めていることは何か？

【活動・対応に関わる分類】

対応方法	対応の相手	活動分類 ※4
電話	本人	相談
メール	家族	関係機関初回相談
フォーム	学校関係者	連絡・打合せ
手紙	関係機関(学校関係者以外)	調整
オンブズ手紙	相談者子ども	助言
オンライン	相談者大人	申立て
来室	その他	調査・調整(申立てに基づく)
訪問	不明	意見の表明
その他		要請
		照会
		他機関紹介
		コンサルテーション
		その他
		不明
		※4 関係機関の場合、「相談」と「他機関紹介」は選択しない
新規/継続の別	相談者属性	関係機関種別
新規	本人	学校
継続	父親	幼稚園、保育園
年度継続	母親	児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ
	親以外の家族	すこやか福祉センター
	その他子ども	児童相談所
	その他大人	教育委員会
	不明	教育センター
		区関係課
		学習塾・習い事・スポーツクラブ等
		福祉オンブズマン
		医療機関
		図書館
		その他
		不明
対象となる子どもの学年		
未就学児		
小1		
小2		
小3		
小4		
小5		
小6		
小学生学年不明		
中1		
中2		
中3		
中学生学年不明		
高1		
高2		
高3		
高校生学年不明		
所属なし		
不明		

Ⅲ 普及啓発活動

- 1 子ども相談室ワークショップ
- 2 子どもの権利の日フォーラムなかの 2024
- 3 講師派遣
- 4 視察受入れ
- 5 外部研修等への参加
- 6 関係機関との関わりなど
- 7 アウトリーチ活動
- 8 普及啓発ツール
- 9 まとめ

Ⅲ 普及啓発活動

1 子ども相談室ワークショップ

募集期間:令和6年6月6日から7月12日

応募資格:中野区在住、在学の小学校4年生から高校3年生

参加人数:27名(小学生10名、中学生17名)

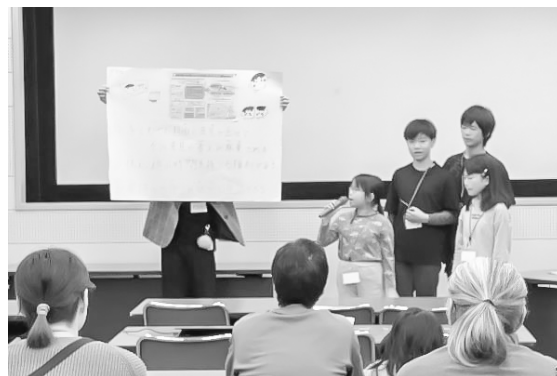
実施日時:令和6年7月27日、7月31日、8月3日、11月9日、
11月16日 全5回

昨年度に引き続き子ども相談室が主催するワークショップを実施しました。

今年は「子どもの権利の普及啓発」をテーマに、集まってくれた27名のメンバーが、子どもの権利を学び、子ども相談室や子どもの権利を広めるアイデアを一緒に考えてくれました。

子どもの権利を広めるための方法として、3つの班に分かれ、子ども相談室の広報誌「ポカコロだより」を作成しました。

作成した「ポカコロだより」は、令和6年11月16日に行われた「子どもの権利の日フォーラムなかの2024」で発表し、区内の児童、生徒たちに配信・配布しました。



2 子どもの権利の日フォーラムなかの 2024

主催：中野区子ども教育部 子ども・教育政策課

会場：教育センター分室地下1階、3階、早稲田通り公園

日 時	令和6年11月16日(土)13:00~16:00
内 容	○子どもの権利の日フォーラムなかの2024 ・令和5年度子どもオンブズマン活動報告 石川子どもオンブズマン、時田専門員 ・パネルディスカッション 野村子どもオンブズマン、子どもの権利委員会 内田塔子会長、 中野区ハイティーン会議メンバー4名 ・子ども相談室ワークショップ発表 森本子どもオンブズマン、ワークショップメンバー ○おもちゃづくりワークショップ 「紙のお皿でつくろう！あそぼう！」 協力：こども教育宝仙大学 林 隆嗣教授 ○出張プレーパーク 協力：一般社団法人探求あそび場づくりの輪
参加者数	延べ 171 名(うちプレーパーク参加者 55 名)

子どもの権利条例において定めた「中野区子どもの権利の日」に合わせて、普及啓発事業を実施しています。

令和6年度は、子ども相談室がある教育センター分室と隣接する早稲田通り公園を会場に、子どもから大人まで参加できるコンテンツを、区内の大学や団体等にご協力いただき、実施しました。



パネルディスカッション



出張プレーパーク

3 講師派遣

日 程	研修名等	講 師	受講者数
令和6年 5月21日	区新規採用職員研修	事務局職員	140名
6月15日	大和児童館運営協議会	石川 子どもオンブズマン	17名
6月28日	図書館職員研修	石川 子どもオンブズマン	21名
9月28日	大和青少年育成地区委員会	事務局職員	25名
11月28日	児童館等職員研修	石川 子どもオンブズマン	42名
12月5日	明和中学校区地区懇談会	森本 子どもオンブズマン	26名
令和7年 1月6日	実務研修(人権セミナー) ※区係長級職員対象研修	事務局職員 ※e-ラーニング形式	143名
1月25日	南中野児童館運営協議会	野村 子どもオンブズマン	20名
3月15日	北原児童館運営協議会	野村 子どもオンブズマン	20名

4 視察受入れ

日 程	団 体 等
令和6年 5月14日	長野市こども未来部子ども政策課
6月11日	武蔵野市子ども家庭部子育て支援課
7月10日	杉並区子ども家庭部管理課
9月12日	江東区こども未来部こども家庭支援課
10月15日	韓国・国家人権委員会

5 外部研修等への参加

(1)「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋

主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋実行委員会、
名古屋市

会場：鯉城ホール(1日目)、ウインクあいち(2日目)

■シンポジウム

日 時	令和7年2月22日(土)14:00~16:50
内 容	○開催自治体報告 ○シンポジウム 「子どもの最善の利益原則に基づく子ども施策の創出」 子どもの権利を実現する文化及び社会の構築を目指して 報告自治体 松本市、世田谷区、中野区 子ども参加の活動報告 なごや高校生まちづくりプロジェクト ○特別報告 「地方自治と子ども施策」全自治体調査結果報告 内田 塔子准教授(東洋大学) ○ディスカッション コーディネーター 半田 勝久教授(日本体育大学)、谷口 由希子 准教授(名古屋市立大学)
参加者	子どもオンブズマン2名 子ども教育部 子ども・教育政策課(事務局職員) 3名

■分科会

日 時	令和7年2月23日(日)10:00~15:00
内 容	○ 第一分科会 子どもの相談・救済 ○ 第二分科会 子どもの虐待防止 ○ 第三分科会 子どもの居場所 ○ 第四分科会 子ども参加 ○ 第五分科会 子ども計画 ○ 第六分科会 子ども条例
参加者	子どもオンブズマン2名、専門員2名 子ども教育部 子ども・教育政策課(事務局職員含む) 3名

(2)子どもの相談・救済に関する関係者会議

主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋実行委員会・名古屋市

会場：名古屋市高齢者就業支援センター大会議室

日 時	令和7年2月24日(月)10:00~16:00
内 容	○参加自治体・機関の紹介 ○事例報告及びディスカッション ・中野区子どもオンブズマン(中野区子ども相談室「ポカコロ」) ・川西市子ども人権オンブズパーソン ○子どもの相談・救済機関が担う諸課題について ○参加自治体からの情報・意見交換 など
参加者	子どもオンブズマン2名、専門員2名

(3)外部研修や講演会、会議等への参加

日 程	内 容
令和6年 6月24日	中野区子どもの権利擁護推進研修 「子どものアドボカシーってなんだろう? ~養育家庭や施設における権利擁護の推進について~」
9月14日	子どもの権利条約総合研究所公開研究会 「子どもにやさしい相談窓口・手続きのあり方とは? ~海外の指針を踏まえて~」
10月5日	子どもの相談・救済機関首都圏フォーラム
10月9日	中野区児童福祉課 児童福祉専門研修 「なぜ子どもの“声”を聴くのか 権利とウェルビーイングの視点から」
10月10日	中野区社会福祉協議会 「上鷺宮地域懇談会」
10月12日	中野区児童相談所 「中野区養育家庭(里親)体験発表会」
10月30日	中野区地域包括ケア推進課 第1回中野区ヤングケアラー支援連絡会
10月31日	中野区社会福祉協議会 第1回ほっとネット連絡会

11月7日	中野区ファミリー・サポート事業 協力会員講座「中野区の子育て支援について」
11月9日	子どもの権利条約フォーラム 2024in 東京
11月21日	令和6年度 精神保健福祉講座 子どものゲーム依存～メカニズムと予防・対応～
11月24日	中野区育成活動推進課 「中野区ハイティーン会議報告会」
11月29日	子どもの声を聴く研修会 「災害後、わたしたちはどのように子どもの声を聴くことができるのか～岩手県立児童館に学ぶ遊びを通した子どもの回復～」 主催：子どもの声を聴く研修会実行委員会 共催：世田谷区子どもの権利擁護機関せたがやホッと子どもサポート(せたホッと)
11月29日	中野区子どもの権利擁護推進研修 子どもの権利擁護とアドボカシー(第一回)
12月5日	多文化キッズコーディネーター研修
12月7日	子どもの権利条約総合研究所公開研究会 「子どもの意見表明・参加の権利をめぐる課題と展望」
12月14日	中野区ひとり親家庭支援事業 「ひとり親家庭のための家計改善とライフプラン」講演会
12月14日	中野区非行を生まない社会づくり連絡会 「第36回中学生意見発表会」
12月14日	第10回 子ども支援者交流会 2024 「子どもの権利の視点から、子ども支援の今後を考える～子どもの意見表明保障を軸として～」
12月27日	中野区子どもの権利擁護推進研修 子どもの権利擁護とアドボカシー(第二回)
令和7年 1月21日	中野中学校区地域懇談会
1月24日	中野中学校公開授業・研究発表会
1月29日	中野区社会福祉協議会 北部地域懇談会
1月31日	中野区子どもの権利擁護推進研修 子どもの権利擁護とアドボカシー(第三回)
2月9日	第3回プレーパーク普及啓発講演会

	「子どもの遊びへのかかわり方」
2月28日	こどもほっとネット in なかの勉強会 「子どもが本音で過ごせる居場所になるには～子どもの変化を見逃さないために～」
3月7日	第5回自治体職員向け研修 「子どもの権利救済機関と子どもの最善の利益～子どもの意見を聴かれる権利の保障の視点から～」

6 関係機関との関わりなど

(1) イベントへの参加

日程	内容	参加者
令和6年 7月20日	野方児童館 「こどもフェスティバル」	子どもオンブズマン 専門員 事務局
令和7年 3月2日	なかの ZERO 「なかの ZERO こどもカーニバル2025」	子どもオンブズマン 専門員

(2) その他

以下の関係機関について、訪問、視察等を通じ情報交換を行いました。

- ・中野区ヤングケアラーコーディネーター(地域包括ケア推進課)
- ・中野区子どもソーシャルワーカー、ひとり親家庭相談専門員(子育て支援課)
- ・中野区スクールソーシャルワーカー、中野区教育相談室(指導室)
- ・中野区国際交流協会
- ・中野区若者フリースペースまごころドーナツ
- ・世田谷区子どもの人権擁護機関せたがやホッと子どもサポート など

7 アウトリーチ活動

子どもがいる場所へ出向き、子どもたちとの遊びなどを通じ、子ども相談室の周知をするとともに、相談ニーズのある子どもと繋がり、その場で話を聴いたり子ども相談室への相談に繋げていくアウトリーチ活動を令和6年度より開始しました。

近隣の野方児童館、大和児童館にご協力いただき、週1回程度、専門員が訪問を続けました。また、活動を知った他の児童館からもお誘いいただくようになり、頻度は少ないですが訪問先を徐々に拡大しました。

また、上高田台公園で活動しているプレーパーク団体「夢発見！草っパラダイス」からご提案いただき、プレーパークの一角で出張相談も実施しました。

訪問先	回数
児童館、キッズプラザ	94回
出張プレーパーク	19回
その他(子育て支援団体等)	16回

8 普及啓発ツール

【配布による普及啓発】

項目	配布時期	対象	配布方法
子ども相談室周知カード／子ども相談室リーフレット／子どもの権利に関する条例リーフレット(小学校1～3年生版、小学校4～6年生版、中学生・高校生版)	4月	区内の小・中・高等学校(区・国・都・私立)、特別支援学校、幼稚園(区立)、認可保育園(区立)、関係機関等 ※子どもの権利に関する条例リーフレットは、小学校1年生、小学校4年生、中学校1年生、高校1年生に配布	交換便 郵便
「ポカコロだより」(第6号)	9月	区内の小・中学校(区・国・都・私立)、特別支援学校、幼稚園(区立)、認可保育園(区立)、関係機関等	電子配信 交換便 郵便
中野区子どもオンブズマンお手紙相談	9月	区内の小・中・高等学校(区・国・都・私立)、児童館、図書館等	交換便 郵送

「ポカコロだより」(臨時号)	1月	区内の小・中・高等学校(区・国・都・私立)、特別支援学校、幼稚園(区立)、認可保育園(区立)、関係機関等	電子配信 交換便 郵便
----------------	----	--	-------------------

【子ども相談室周知カード】

中野区子どもオンブスマン
子ども相談室
ポカコロ
相談電話フリーダイヤル
よりそう きゆうさい
0120-463-931
携帯電話・公衆電話からでも無料でかけられます
メール相談フォーム

どんなときに相談できるの? 友だちとうまくいかない
いやなことがあってつらい どうしたらいいかわからない
相談のひみつは守られます
あなたがよいと思える解決方法をいっしょに考えます
〒165-0027 中野区野方1-35-3 教育センター分室3階
中野区子ども相談室 ポカコロ 検索
相談時間 月~土 11:00~19:00 (日曜日・祝日・年末年始はお休み)

【子ども相談室リーフレット】

子どもオンブスマン
電話で
0120-463-931
メールで
〒165-0027
中野区野方1-35-3
教育センター分室3階
中野区子ども相談室
ポカコロ

子どもの権利ってどんなこと?
解決
話し合おう
相談しよう
解決
話し合おう
相談しよう

【子どもの権利に関する条例リーフレット】

※中野区ホームページより内容をご覧ください
いただけます。



【中野区子どもオンブズマンお手紙相談】

ポカコロ だより



子ども相談室ワークショップ

「子どもの権利や子ども相談室を広めるアイデアを考えてみよう！」



子ども相談室ポカコロでは、7月から11月に合計5回、ワークショップを実施しました。
集まってくれた小学3年生から中学3年生までのメンバー27名が、子どもの権利を学び、子ども相談室や子どもの権利を広めるためのアイデアを一緒に考えてくれました。



子どもの権利を広めるための方法として、3つの班に分かれて広報誌「ポカコロだより」を作りました。
作ったポカコロだよりは、11月16日に行われた「子どもの権利の日フォーラムなかの2024」で、酒井区長や参加者の前で発表しました。

それではワークショップメンバーが作った「ポカコロだより」をご覧ください。



相談電話フリーダイヤル
0120-463-931

月曜日～土曜日 午前11時～午後7時
※日曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。



発行元: 中野区子どもオンブズマン事務局(中野区子ども教育部 子ども・教育政策課 子ども相談係) TEL 03-3385-9673

だんごーずと考える!! 「中野区子どもの権利に関する条例」

1班



この4コマまんがの内容が子どもの権利とどのように関わっているか考えてみよう!



◎中野区子どもの権利に関する条例

国連子どもの権利条約では生存と発達の権利(健康に生き、健やかに成長する権利)、保護の権利(虐待やネグレクトなどから保護される権利)、参加の権利(意見を言い、決定に参加する権利)が保障されています。これを参考にした「子どもの権利条例」が中野区にもあります。

私たちが特に伝えたい子どもの権利はこれ!
「自分の意見等を表明し、それが尊重されること」

◎子どもの意見に耳を傾けよう!

国連子どもの権利条約では、子どもたちが自分の意見を自由に表現し、それを尊重される権利が認められています。大人たちはこの権利を守り、子どもたちが社会に参加できる環境を整える必要があります。

子どもの意見も社会に反映してほしい!

大人が考える「子どものために」は本当に子どもにとって良いことなのか、もう一度考えてほしいな!



◎まとめ

中野区は、子どもたちの権利を大切にするまちを目指しています。中野区子どもの権利に関する条例では、子どもが健康に育つことや、自分の意見を言えることなどが保障されています。大人も子どもも条例のことを知り、子どもたちの意見に耳を傾けることが大切です。



1. 中野区を含めすべての区は子どもの権利条例を制定している
2. 中野区では子どもの意見表明・社会参加の機会確保のために子ども会議がある
3. 大人は子どもの意見を尊重しなければならない

学校や家でも大切！ぼくたちわたしたちにだって権利がある！

2班

4コマまんがをみて考えよう！みんなはどう感じたかな？



ワークショップに参加した子どもたちからはこんな意見がでたよ！

- 勝手にゲームの時間を決められて終わりにされるのはおかしい！
- 大人が全部決めないでほしい！子どもの意見もきいてほしい！子どもにも権利がある！
- 大人だけの意見ではなく子どもの意見も大切だと思う！
- "子どもだから"で説明されないのがいやだ！

みんなも同じように感じたかな？

子どもには子どもの権利があるよ！



みんなも「子どもにも権利があるんだよ」と勇気を持って伝えてみよう！

子どもの権利について中野区ではこんなことを約束しているよ！

- 命が守られ、愛情をもって大切に育てられること
- 意見、考え、思いを自由に言えること、それらが大切にされること
- 子どもにとってもっともよいことはなにかをいっしょに考えること
- 一人ひとりの個性が大事にされ、子どもたちみんなの権利が守られること

迷路で学んでみよう！

スタート

○: 自由に意見を言えてその意見や考えが大切にされる
×: 休む、あそぶ時間を持てる

A. 子どもも大人も権利はみんな平等である
B. 子どもの権利は全ての国で同じように保障されている
C. 子どもには休む権利や遊ぶ権利も保障されている
D. 話す言葉や考え方が違っても差別されることはない

4コマまんがで考える！

子どもの権利



中野区子どもの権利に関する条例について意見をもらったよ！

中野区では、2022年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」が作られたよ。子どもにやさしいまち中野をつくるために、中野区は子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支えていくよ！

意見を言えることは大事！子どもの意見をきいてほしい

自分の意見を表明し、それが尊重されること。(第9条④)

失敗してもやり直せる環境があれば色々なことに挑戦できる！

失敗してもやり直せること。(第9条⑦)

子どもだからといって話をきいてもらえない...

子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。(第9条⑩)

まとめ

女の子はどうして悲しそうなんだろう？一緒に考えてみよう！

紹介した3つの他にも、権利を守るためのきまりがたくさんあります。中野区の子ども権利条例は、子どもが意見を言いやすいようにしてはならないことを定めています。こうした条例があることをもつとみんなに知ってもらうことも、子どもの権利を保障するためには大切なことです。

3班

9 まとめ

子どもの権利の普及啓発ということ

中野区子どもオンブズマンや子ども相談室「ポカコロ」が、子どもたちを権利侵害から守るための存在であること、そのために何を、どのように「する」ところかについて、広く、子どもたちに知ってもらおうこと。こうした「広報」は、普及啓発の一つです。子どもが、中野区子どもオンブズマンやポカコロをいつでも頭の片隅において、何か困ったときに思い出してもらおうことは、子どもの権利救済の第一歩で、とても大切なことです。

他方で、子どもが、日常の中で、権利が侵害されていることに気づくことも大事なことです。子どもが(大人も)、日常に生じる「違和感」を権利侵害と認識することはなかなか難しいものです。そうであればこそ、なおさら、子どもが自分にはどういう権利があるか、ということが自分の権利侵害に当たるのかについて知ることはとても大切なことです。

また、子どもの権利が侵害されたときに救済されなければならないのは当然のことですが、他方で、子どもの権利には、「これを促進する」という側面があることを意識しておく必要があります。私たちの社会では、例えば、まだまだ子どもの意見の尊重が理解されておらず、子ども参加の取組みが十分ではありません。こうした現状を子どもの権利侵害とみることもできますが、子どもが自分に自信を持ったり(自己肯定感)、子どもが「自分は権利の主人公」だという実感を持つ(子どもの権利主体性の認識)ということの大切さも考えると、むしろ、子どもの権利を促進するという観点で、文化的に、子どもの権利を進めていく必要があります。

中野区子どもオンブズマン・子ども相談室の「普及啓発活動」は、そうした意味を踏まえて行われているものです。

子どもの権利を促進する

①子ども相談室ワークショップ、②子どもの権利の日フォーラムなかのなどは、こうした子どもの権利の促進という意義を踏まえて行われたものです。

子どもワークショップは、①子どもたちが「意見を言ってもいいんだ」と思えるようになること、②子どもたちの意見が形になって実現(反映)すること、③子どもの意見を尊重することを通じて、子どもとの関係で大人が変わらなければならないということを実感すること、等を目的としています。また、子どもの意見の反映を含む子ども参加を文化として考え、こうした文化の醸成を図ることも大切だと考えています。

2024年度の子どもの相談室ワークショップは、子どもたちと子どもの権利を学び、日常の中に子どもの権利に関わる問題があることを知るところから始めました。こうしたワークショップのツールとして、子どもの権利条約関西ネットワークが開発した「なんでやねんすごろく」は有効で、すごろく遊びを通じて、日常にある子どもの権利を考え、

自分たちの「なんでやねん」を発見しました。そして、これを寸劇にし、さらにこれを絵に描いてもらい4コマ漫画を作りました。作ったものが形になることが大切であることから、これを含んだポカコロだよりの臨時号を作成し、11月16日に行われた「子どもの権利の日フォーラムなかの 2024」で、酒井区長を前に発表するとともに、区内の児童、生徒たちに配信・配付しました。

本年度の「子どもの権利の日フォーラムなかの」では、子どもオンブズマンの活動報告に加えて、恒例となってきた、上で述べた子どもたちの子ども相談室ワークショップ報告、そして、子どもの権利委員会(内田塔子会長)、中野区ハイティーン会議メンバー(4人)と、子どもオンブズマンのパネルディスカッションを行いました。ハイティーン会議の報告会を目前にしたパネルディスカッションでしたので、ハイティーン会議の取組みを彼らの意見として聴かせてもらった上で、「子どもにやさしいまちは大人にも優しいか」という難しいテーマを、それぞれに意見を述べ合い、相互に考え合いました。簡単に答えの出るテーマではありませんでしたが、それぞれ子どもにやさしいまちとは何か、そのために何をすればよいのか、大人も、子どもも考える機会になりました。

子どもオンブズマン・子ども相談室を知ってもらうために

子どもオンブズマンの「広報」が大切であることはいうまでもありません。子どもオンブズマンは子ども相談室ポカコロが知られていないと、子どもたちから相談してもらうことができません。知っていても、かんじんなときに思い出してもらえないと、子どもたちの相談の機会をなくしてしまうことにもなります。

野方児童館の「こどもフェスティバル」、なかの ZERO の「なかの ZERO こどもカーニバル2025」に参加させてもらうなど、知ってもらう試みも増えてきています。あらゆる機会を通じて、広報に努めることは、とても大切なことです。そうした中、児童館等へのアウトリーチ活動は少し軌道に乗ってきました。児童館等は、子どもたちの素直な姿の出る場所です。そうした児童館で、ポカコロがあることを子どもたちに伝えられたことは重要なことでした。こちらから足を運んだことで、子どもオンブズマンがいること、ポカコロという子ども相談室が身近にあることを伝えることが少しできました。また、相談ニーズのある子どもに出会えたことは大きな成果だと考えています。さらに、力を入れていく必要性を実感しました。

相談につながるという意味では、普及啓発ツールも大切です。いろいろなことに取り組んだことは上で見たとおりですが、「中野区子どもオンブズマンお手紙相談」による相談が拡大したことは大きな成果でした。ただ、深刻だと思われる相談であっても、返信の宛先に返事を送ることができなかつたり、相談してくれた子どもにつながる事が難しい場合もあり、課題も見えてきています。相談しにくいとっていたり、相談に躊躇している子どもからの相談にハードルを下げたことは重要なことだと思いますので、課題を解決し、相談してくれた子どもにつながる努力を続けたいと思います。

講師派遣などにも務めました。こうした取組みは、特に大人への子どもの権利の普及啓発にも当たりますが、子どもオンブズマン・子ども相談室ポカコロを知ってもらう機会にもなっています。声をかけていただく機会も増えていますので、要望に応じられるように取り組んでいきたいと思ひます。

子どもオンブズワークを目指して

子どもオンブズマンの取組みは、これまでになかった、しかし、子どもの権利保障にとってとても大切な取組みです。今までにないことから、これまでにある言葉に当てはめることができず、「オンブズワーク」などと言っています。私たちは、オンブズワークを大事なものとして、普及啓発、広報に務める他、子どもオンブズマンも、専門員も、それぞれの専門性をいかしつつ、限界も踏まえて、子どもオンブズワークの専門家として、自らも研修に努める必要があります。そうしたことから、外部研修や、子どもの相談・救済に関する関係者会議に参加するなど、他の自治体の子どもオンブズマン(子どもの権利擁護委員、子どもの権利救済委員)との経験交流にも努めました。これからもこうした機会を多く持っていきたいと思ひます。

(野村子どもオンブズマン)

IV 参考資料

- 1 中野区子どもの権利に関する条例
- 2 中野区子どもの権利に関する条例施行規則

1 中野区子どもの権利に関する条例

なかのくこ けんり かん じょうれい 中野区子どもの権利に関する条例

もくじ 目次

ぜんぶん 前文

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう
第1章 総則（第1条—第8条）

だい しょう こ けんり ほしょう だい じょう だい じょう
第2章 子どもの権利の保障（第9条—第12条）

だい しょう こ 子どもにやさしいまちづくりの すすん だい じょう だい じょう
第3章 子どもの権利の推進（第13条—第19条）

だい しょう こ 子どもに かん とりくみ すいしん けんしょう だい じょう だい じょう
第4章 子どもに関する取組の推進および検証（第20条—第23条）

だい しょう こ けんり そうだん しんがい きゅうさい だい じょう だい じょう
第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済（第24条—第27条）

だい しょう ざっそく だい じょう
第6章 雑則（第28条）

ふそく 附則

こ 子どもは、けんり しゅたい ひとり にんげん せんげん せんちよう
子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その
けんり ほしょう すべ ひと う しあわ い
権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるため
けんり も けんり こ りゆう しんがい
の権利を持っています。この権利は、子どもであることを理由に侵害されるこ
とがあってはなりません。

いま ぎゃくたい ひんこん こんなん じょうきよう こ たよう
今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもがいます。多様な
はいけい も りかい くる こ
背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どももいます。

こ 子どもにとって、子どもならではのけんり ほしょう たいせつ わたし
子どもにとって、子どもならではの権利が保障されることも大切です。私
たちは、だれひとり取り残すことなく、全ての子どもがしあわ い
私たちは、だれ一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるよ
う子どものけんり ほしょう わたし こ いのち けんこう まも
う子どもの権利を保障します。私たちは、子どもの命と健康を守り、その
せいちょう おうえん わたし こ こえ みみ いけん かんが
成長を応援します。私たちは、子どもの声に耳をかたむけ、その意見、考
え、おも う 止め、これを せんちよう こ いっしょ こ もっと
え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も
よ さい だいいち かんが
善いことを第一に考えます。

わたし こ ぜんたい こ せいちょう ささ
私たちは、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、
こ けんり ほしょう こ なかの
子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくっていきます。
こ 子どもにやさしいまちは、すべ ひと
子どもにやさしいまちは、全ての人にやさしいまちです。

子どものみなさん、迷うことや困ったことがあったら、周りの大人に相談してみてください。相談をすることは、悪いことではありません。あなたは、一人ではありません。私たち大人は、あなたの意見、考え、思いを受け止め、あなたの立場に寄りそい、あなたにとって最も善いことを一緒に考えます。あなたのことを応援している人がいることを忘れないでください。

日本は、世界の国々と、子どもの権利条約を結んでいます。この条約では、「命を守られ、成長できること」、「意見を表明し、参加できること」、「子どもに関することが行われるときは、その子どもにとって最も善いことが考えられること」、「差別をされないこと」などの子どもの権利を保障することを約束しました。私たちは、この約束を守るため、全力をつくさなければなりません。

ここに、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの今と未来のために、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進することを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中野区（以下「区」といいます。）に関わる全ての人

が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

(用語の意味)

第2条 この条例において「子ども」とは、区内に在住し、在学し、または在勤する等、区内において生活し、活動する18歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人のことをいいます。

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親および里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。

3 この条例において「区民」とは、区内において、在住し、もしくは在勤している人、事業を営んでいる人（以下「事業者」といいます。）または在学している人および保護者のことをいいます。

4 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、区内の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設のこと

とをいいます。

5 この条例において「団体」とは、区内において、子どもが育ち、学ぶための活動を行う団体のことをいいます。

6 この条例において「子どもの権利条約」とは、児童の権利に関する条約のことをいいます。

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

(1) 子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。

(2) 子どもは、その意見、考え、思い（以下「意見等」といいます。）を表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。

(3) 子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。

(4) 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

(区の役割)

第4条 区は、あらゆる取組を行うことにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するものとします。

2 区は、子どもの権利の保障について、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援するものとします。

3 区は、子どもの権利の保障について、国、東京都、他の区市町村等に必要な協力を求めることにより、子どもの権利が広く保障されるよう働きかけを行うものとします。

4 区は、この条例による子どもの権利の尊重の理念が広まり、区民、育ち学ぶ施設および団体が子どもの権利についての理解を深めることができるよう、その考え方を広めていくものとします。

(区民の役割)

第5条 区民は、子どもの権利についての理解を深め、これを保障するよう

つと
努めるものとします。

2 区民は、地域社会における子どもの権利の保障の重要性を理解し、子どもがすこやかに育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、支援するよう努めるものとします。

3 区民は、区、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの権利についてその考え方を広めていくことに努めるものとします。

(育ち学ぶ施設および団体の役割)

第6条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるものとします。

2 育ち学ぶ施設および団体は、子どもの権利を保障するため、区および区民と協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その従業員が子どもの権利を保障することができる環境を整えるよう努めるものとします。

2 事業者は、その事業が子どもの権利の侵害につながることはないよう適切な気配りを行うよう努めるものとします。

3 事業者は、区、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、その事業として子どもの権利を保障するための活動をし、これを推進するよう努めるものとします。

(中野区子どもの権利の日)

第8条 子どもの権利についての区民の理解と関心を深めるため、中野区子どもの権利の日(以下「子どもの権利の日」といいます。)を設けます。

2 子どもの権利の日は、11月20日(国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日)とします。

3 区は、子どもの権利の日の目的にふさわしい事業を広く区民等の参加を求めて行うものとします。

第2章 子どもの権利の保障

(あらゆる場面における権利の保障)

第9条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設および団体の活動、地域社会等、あ

らゆる場面において、特に次に定める権利が保障されます。

- (1) 身体的または精神的な暴力を受けないこと。
- (2) 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。
- (3) 家庭的な環境のもとで育つこと。
- (4) 自分の意見等を表明し、それが尊重されること。
- (5) 学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。
- (6) 権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること。
- (7) 失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること。
- (8) 子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。
- (9) 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、文化、障害の有無、性別、性自認、性的指向等により差別をされないこと。
- (10) 子どもであることを理由に不当なあつかいを受けないこと。

2 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するよう努めるものとします。

3 区は、子どもの権利を保障するため、必要な取組を行うものとします。

(家庭における権利の保障)

第10条 保護者は、家庭において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。

(1) 家庭的な環境のもとで愛情を受けて育つこと。

(2) 子どもの発達に応じて個人の秘密が守られること。

2 保護者は、前項の取組を行うときには、子育てについての必要な協力を求めること等により、子どもの成長を支えることができるよう努めるものとします。

3 区は、家庭において、子どもの権利を保障するため、子どもおよび保護者に対して、必要な取組を行うものとします。

そだ まな しせつ だんたい かつどう けんり ほしょう
(育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障)

だい じょう そだ まな しせつ だんたい かつどう こ けんり
第 1 1 条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において、子どもの権利を
ほしょう ため とく つぎ さだ ひつよう とりくみ おこな つと
保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努める
ものとしします。

- (1) あんぜん あんしん かんきょう まな せいちょう
安全で安心できる環境のもとで、学び、成長すること。
- (2) ひとり こせい さんちよう さべつ
一人ひとりの個性が尊重され、差別をされないこと。
- (3) たいばつ う
いじめや体罰を受けないこと。
- (4) そのこ 子どもの個人に関する じょうほう 情報について、そのいし はん 意思に反し、またはせい 正当な目的の範囲をこえて利用され、またはていきよう 提供されないこと。

2 そだ まな しせつ だんたい ぜんこう とりくみ おこな つぎ さだ
育ち学ぶ施設および団体は、前項の取組を行うときには、次に定めるこ
とを おこな 行うことにより、そのかつどう 活動においてこ 子どものけんり 権利がほしょう 保障されるよう努
めるものとしします。

- (1) こ 子どものけんり 権利のほしょう 保障に主体的に取り組み、子どものせいちょう 成長を支えること
ができるよう ひつよう しえん おこな 必要な支援を行うこと。
- (2) しえん ひつよう こ 子どもの そうき はっけん こ 子どもの いけんどう 意見を尊重しな
がら、こ 子どものために もっと よ かいけつほうほう 最も善い解決方法をとること。
- (3) ぎゃくたい ひんこんどう そうき はっけん く た かんけいき かん きょうりよく たいおう
虐待、貧困等を早期に発見し、区その他関係機関と協力して対応す
ること。

3 く そだ まな しせつ だんたい かつどう こ 子どものけんり 権利をほしょう
区は、育ち学ぶ施設および団体の活動において、子どもの権利を保障す
るため、そだ まな しせつ だんたい たい ひつよう とりくみ おこな
育ち学ぶ施設および団体に対して、必要な取組を行うものとしま
す。

ち いきしゃかい けんり ほしょう
(地域社会における権利の保障)

だい じょう こ かか かつどう くみん ち いきしゃかい こ
第 1 2 条 子どもと関わる活動をする区民は、地域社会において、子どもの
けんり ほしょう 権利を保障するため、とく つぎ さだ ひつよう とりくみ おこな
特に次に定めることについて必要な取組を行うよう
努めるものとしします。

- (1) あんぜん あんしん かんきょう せいかつ
安全で安心できる環境のもとで生活すること。
- (2) ち いき かつどうとう さんか じぶん いけんどう ひょうめい
地域の活動等に参加し、自分の意見等を表明すること。
- (3) やす あそ ひとり しゅうだん かつどう
休み、または遊ぶことができ、一人または集団で活動することができ
る居場所を利用すること。

2 子どもと関わる活動をする区民は、前項の取組を行うときには、適切な支援を受けることにより、その活動を続けていけるよう努めるものとします。

3 区は、地域社会において、子どもの権利を保障し、前項に規定する活動を続けていけるようにするため、子どもと関わる活動をする区民に対して、必要な取組を行うものとします。

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見等の表明および参加)

第13条 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確保するために必要な制度を設けるよう努めるものとします。

2 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等の表明と参加をうながすため、子どもがその意味や方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとします。

(子ども会議)

第14条 区長は、子どもの意見等を求めるための会議(以下「子ども会議」といいます。)を開きます。

2 区長は、子どもに関する区の計画その他区長が必要と認めることについて、子ども会議に参加する子どもの意見等を求めるものとします。

3 区長は、子ども会議に多様な背景を持つ子どもの意見が反映されるよう努めるものとします。

4 子ども会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとします。

5 区長は、子ども会議への子どもの参加がうながされ、子ども会議が順調に運営されるよう必要な支援を行うものとします。

6 子ども会議に参加する子どもは、第2項に規定することや自分が必要と認めることについて、その意見等をまとめ、区長に提出することができます。

7 前項の規定により提出された意見等について、区長は、これを尊重するよう努めるものとします。

(虐待、体罰等の防止)

第15条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体罰等を

受けることなく、すこやかに^{そだ}育ち、^{あんしん}安心して暮らすことができるよう^{つと}努めなければなりません。

2 区は、^{かんけいき}関係機関と^{きょうりよく}協力し、^こ子どもに対する^{たい}虐待、^{ぎゃくたい}体罰等の^{たいばつとう}予防と^{よぼう}早期の^{はっけん}発見に取り組むものとします。

3 区民、^{そだ}育ち^{まな}学ぶ^{しせつ}施設および^{だんたい}団体は、^こ子どもが^{ぎゃくたい}虐待、^{たいばつとう}体罰等を受け^うることがないよう^き気を配るとともに、^{ぎゃくたい}虐待、^{たいばつとう}体罰等を受け^うたと^{おも}思われる^こ子どもを^{はっけん}発見したときは、^くすみやかに^た区^{かんけいき}その他の^{かん}関係機関に^し知らせなければなりません。

4 区は、^{ぎゃくたい}虐待、^{たいばつとう}体罰等を受け^うた^こ子どもを^{てきせつ}すみやかに^{きゅうさい}かつ適切に^{きゅうさい}救済するため、^{かんけいき}関係機関と^{きょうりよく}協力し、^{ひつよう}必要な^{しえん}支援を^{おこな}行うものとします。

(いじめその他の^た権利の^{けんり}侵害の^{しんがい}防止の^{ぼうし})

第16条 区、^く区民、^{そだ}育ち^{まな}学ぶ^{しせつ}施設および^{だんたい}団体は、^こ子どもが^{いじめ}その他の^た権利の^{けんり}侵害を受け^うることなく、^{あんしん}安心して^{せいかつ}生活することができるよう^{つと}努めるものとします。

2 区、^く区民、^{そだ}育ち^{まな}学ぶ^{しせつ}施設および^{だんたい}団体は、^こ子どもに対する^{たい}いじめその他の^た権利の^{けんり}侵害の^{しんがい}予防と^{よぼう}早期の^{はっけん}発見に取り組むものとします。

3 区、^く区民、^{そだ}育ち^{まな}学ぶ^{しせつ}施設および^{だんたい}団体は、^{いじめ}その他の^た権利の^{けんり}侵害を受け^うた^こ子どもを^{てきせつ}すみやかに^{きゅうさい}かつ適切に^{きゅうさい}救済するため、^{かんけいき}関係機関と^{きょうりよく}協力し、^{ひつ}必要な^{しえん}支援を^{おこな}行うものとします。

4 区、^く区民、^{そだ}育ち^{まな}学ぶ^{しせつ}施設および^{だんたい}団体は、^{いじめ}その他の^た権利の^{けんり}侵害に^{かか}関わった^こ子どもが^{ふた}再び^たいじめその他の^{けんり}権利の^{しんがい}侵害に^{かか}関わる^{こと}のないよう^と取り組むものとします。

(^{ひんこん}貧困の^{ぼうし}防止)

第17条 区は、^{すべ}全ての^こ子どもが^{ひとり}だれ一人^{のこ}取り残されることなく、^{すこ}すこやかに^{そだ}育ち、^{まな}学ぶことができるよう、^く区民、^{そだ}育ち^{まな}学ぶ^{しせつ}施設および^{だんたい}団体と^{きょうりよく}協力して、^こ子どもの^{ひんこん}貧困の^{ぼうし}防止に^{そうごうてき}総合的に^と取り組むものとします。

(^{ゆうがい}有害または^{きけん}危険な^{かんきょう}環境および^{じょうほう}情報からの^{ほご}保護)

第18条 区、^く区民、^{そだ}育ち^{まな}学ぶ^{しせつ}施設および^{だんたい}団体は、^こ子どもが^{かてい}家庭や^{ちいきしゃかい}地域社会の中で^{なか}尊重され、^{あんしん}安心して^{けんこうてき}健康的に^い生きるため、^{いほう}違法な^{やくぶつとう}薬物等の^{ゆうがい}有害または^{きけん}危険な^{かんきょう}環境や^{じょうほう}情報から^こ子どもを^{まも}守るよう^と取り組むものとします。

2 区は、前項に規定する取組に関し、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体に必要な情報を提供するものとします。

(居場所づくり)

第19条 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

2 区は、前項に規定する居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、その支援に努めるものとします。

3 区、育ち学ぶ施設および団体は、第1項に規定する居場所づくりに関し、子どもが意見等を表明し、参加する機会を設けるとともに、その意見等を尊重するよう努めるものとします。

第4章 子どもに関する取組の推進および検証

(子どもに関する取組の推進)

第20条 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとします。

2 区は、子どもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の取組を行うよう努めるものとします。

3 区は、子どもに関する取組を推進するため、定期的に、子どもの状況等について調査を行い、その結果を公表するものとします。

(子どもに関する取組の推進計画の策定)

第21条 区は、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を定めます。

2 区は、推進計画を定める場合は、子どもや区民の意見等を反映させるよう努めるものとします。

3 区は、推進計画を定めた場合は、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。

4 前2項の規定は、推進計画を改める場合について準用します。

(中野区子どもの権利委員会の設置)

第22条 推進計画および子どもに関する取組を検証するため、区長の附

ぞくきかん なかのくこ けんりいんかい いか けんりいんかい
属機関として、中野区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)
を置きます。

2 けんりいんかい くちょうもと おう つぎ さだ ちょうさ けんとう
権利委員会は、区長の求めに応じ、次に定めることについて調査や検討
を行い、意見の述べます。

(1) こ けんり ほしょう じょうきょう かん
子どもの権利の保障の状況に関すること。

(2) すいしんけいかく こ かん とりくみ けんしょう かいぜんとう ていげん かん
推進計画および子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関するこ
と。

(3) た くちょう ひつよう みと
その他区長が必要と認めること。

3 けんりいんかい ぜんこうかくごう さだ かん ひつよう みと
権利委員会は、前項各号に定めることに関し、必要があると認めるときは、
くちょう いけん の
区長に意見を述べることができます。

4 けんりいんかい がくしきけいけんしゃ た くちょう ひつよう みと ひと
権利委員会は、学識経験者その他区長が必要と認める人のうちから、区
ちょう にんめい いん にんい ない そしき
長が任命する委員10人以内をもって組織します。

5 けんりいんかい いん いかたん いん にんき ねん
権利委員会の委員(以下単に「委員」といいます。)の任期は、2年とし
ます。ただし、再任されることができます。

6 いん か ほけつ いん お ばあい
委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができます。この場合におい
て、ほけつ いん にんき ぜんにんしゃ ざんにんきかん
補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 いん しょくむじょうし え ひみつ しょく しりぞ
委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退
あと どうよう
た後も、同様とします。

けんりいんかい いけん そんちょう
(権利委員会の意見の尊重)

だい じょう くちょう けんりいんかい ぜんじょうだい こう どうじょうだい こう いけん
第23条 区長は、権利委員会から前条第2項および同条第3項の意見を
う
受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。
そんちょう ひつよう とりくみ おこな つと

2 くちょう けんりいんかい いけん う こうひょう
区長は、権利委員会からの意見を受けたときは、すみやかにこれを公表
ひろ
し、広めていくものとします。

だい しょう こ けんり そうだん しんがい きゅうさい
第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済

なかのくこ けんりきゅうさいいん せっち
(中野区子どもの権利救済委員の設置)

だい じょう こ けんり しんがい いか けんりしんがい
第24条 子どもの権利の侵害(以下「権利侵害」といいます。)からのすみ
やかなきゅうさい こ けんり ほしょう くちょう ふぞくきかん
やかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、区長の附属機関として、
なかのくこ けんりきゅうさいいん いか きゅうさいいん
中野区子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置
お
きます。

- 2 救済委員は、次に定めることを担当します。
- (1) 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。
 - (2) 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。
 - (3) 権利侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
 - (4) 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること。
 - (5) 第3号の要請および前号の意見の内容を公表すること。
 - (6) 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。
- 3 救済委員は、5人以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている人のうちから、区長が任命します。
- 4 救済委員の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。
- 5 区長は、救済委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認める場合、第3項に規定する任命の要件を満たさなくなった場合または救済委員に職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合には、その救済委員の職を解くことができます。
- 6 救済委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。
- (救済委員の職務の執行)
- 第25条 救済委員は、職務を行うときには、子どもの意見等を聞き、その意見等を尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。
- 2 救済委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。
 - 3 救済委員は、それぞれ独立してその職務を行います。
 - 4 救済委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができません。
 - 5 救済委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しな

ればなりません。

6 区は、救済委員の独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な協力および支援を行うとともに、専門の職員および窓口の設置等、体制の整備をはかるものとします。

7 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが救済委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、救済委員の職務の執行に協力するよう努めるものとします。

(救済委員への相談等)

第26条 子ども(その子どもに関係のある人をふくみます。)は、救済委員に子どもの権利の保障について必要な相談を行い、または第24条第2項第3号の要請や同項第4号の意見の表明を行うことを求めることができます。

(救済委員の要請および意見の尊重等)

第27条 区の機関は、救済委員から第24条第2項第3号の要請および同項第4号の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

2 区の機関は、前項の取組を行うときには、その内容を救済委員に報告しなければなりません。ただし、同項の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを救済委員に報告しなければなりません。

3 区民、育ち学ぶ施設および団体は、救済委員から第24条第2項第3号の要請および同項第4号の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要なことは、規則で定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

2 中野区子どもの権利に関する条例施行規則

中野区子どもの権利に関する条例施行規則

(この規則で定めること)

第1条 この規則は、中野区子どもの権利に関する条例(令和4年中野区条例第16号。以下「条例」といいます。)の施行に関し必要なことを定めるものとします。

(用語の意味)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によります。

(条例第2条第1項のこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人)

第3条 条例第2条第1項のこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人は、18歳または19歳の人で次のいずれかに当てはまる人となります。

- (1) 育ち学ぶ施設(主に18歳未満の人が利用するものに限り)を利用している人
- (2) 区内に在住し、区外の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設(主に18歳未満の人が利用するものに限り)を利用している人
- (3) その他区長が必要と認める人
(かねることが禁止される職)

第4条 次のいずれかに当てはまる人は、条例第22条第5項に規定する委員(以下単に「委員」といいます。)および条例第24条第1項に規定する救済委員(以下単に「救済委員」といいます。)となることができません。

- (1) 国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長または政党支部その他の政治団体の役員
- (2) その他委員および救済委員の職務を行うことについて支障となるおそれのある職にあると区長が認める人

(中野区子どもの権利委員会の会長および副会長)

第5条 中野区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)に会長および副会長を1人ずつ置き、委員が委員のうちから選びます。

- 2 会長は、権利委員会の事務全体を管理し、権利委員会を代表します。
- 3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときまたは会長が欠けたと

きは、その職務を代理します。

(権利委員会の会議)

第6条 権利委員会は、会長がその会議に委員を集合させます。ただし、委員の全部が新しく任命された後の最初の権利委員会については、区長が委員を集合させます。

2 権利委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができません。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決まり、賛成する委員の数と賛成しない委員の数とが同じときは、会長の決めるところによります。

4 権利委員会の会議は、公開とします。ただし、権利委員会が必要があると認めるときは、公開しないことができます。

5 その他、権利委員会の会議に関し必要なことは、会長が権利委員会の意見を聞いて定めます。

(権利委員会の庶務)

第7条 権利委員会の庶務は、子ども教育部において処理します。

(救済委員に対する要請または意見の表明の申立て)

第8条 子ども(その子どもの関係者を含みます。)は、条例第26条の規定により救済委員に対し要請または意見の表明を行うことを求めるときは、申立書(第1号様式)により申立てを行わなければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、救済委員が特に必要があると認めるときは、口頭により同項の申立てを行うことができます。この場合において、救済委員は、その口頭による申立ての内容を口頭申立記録書(第2号様式)に記録するものとします。

(調査の実施)

第9条 救済委員は、前条に規定する申立て(以下単に「申立て」といいます。)があったときは、条例第24条第2項第2号の必要な調査(以下単に「調査」といいます。)をするものとします。

(調査をしない場合)

第10条 救済委員は、申立てが次のいずれかに当てはまるときは、調査をしないことができます。

(1) 実際に裁判で争っている場合またはすでに裁判所において判決等があった場合

(2) 実際に中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例(平成2年中野区条例第35号)第10条に規定する福祉サービスに関する

もうした とうじょうれい くじょう しより しゅうりょう
申立てがされ、または同条例によりすでに苦情の処理が終了して
ることについての事実関係と同じものに関するものであると救済委員が
みとめる場合

- (3) 救済委員その他の区の職員^の行為に関するものである場合
- (4) 具体的な権利侵害がない場合
- (5) その他救済委員が認める場合

2 救済委員は、申立てが前項各号のいずれかに当てはまることにより調査をしないときは、調査対象外通知書(第3号様式)により、その申立てをした人(以下「申立者」といいます。)に理由を付けて調査をしないことを通知するものとします。

(調査の同意)

第11条 申立てが子どもまたはその保護者によるものでないときは、救済委員は、調査をすることにつき、同意書(第4号様式)により、その子どもまたはその保護者の同意を得なければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、救済委員は、その子どもの生命または身体を守るために必要がある場合において、その子どもの置かれている状況等から同項に規定する同意を得ることが困難であると認めるときは、その同意を得ずに調査をすることができます。この場合において、救済委員は、その子どもまたはその保護者の個人情報を守ることに十分^に気配り^をしなければなりません。

(報告の求め、物件の提出の求めまたは質問)

第12条 救済委員は、調査をする場合において、必要があると認めるときは、育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関に対し、報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をすることができます。

2 救済委員は、前項の規定による報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をしようとするときは、あらかじめ、調査実施通知書(第5号様式)により、育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関にそのことを通知しなければなりません。

3 救済委員は、第1項の規定による報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をしようとする場合において、育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときは、その育ち学ぶ施設または団体の代表者その他の関係者の同意を得なければなりません。

4 救済委員は、前項に規定する同意を得て育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときは、身分証明書(第6号様式)を持ち、求めがあったと

きは、これをだしてしめなければなりません。

5 救済委員は、必要があると認めるときは、専門的なことに関する学識経験を備えている人等にその専門的なことに関する分析、鑑定等を依頼することを区長に求めることができます。

(調査の中止)

第13条 救済委員は、調査の開始後にその調査の申立てが第10条第1項に定めることのいずれかに当てはまることが判明したときは、調査を中止することができます。

2 救済委員は、前項の規定により調査を中止したときは、調査中止通知書(第7号様式)により、申立者(その調査について、第11条第1項に規定する同意をした子どもまたはその保護者(以下「同意者」といいます。))がいるときはその同意者を、調査実施通知書による通知をしたときはその通知に関係する育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関を含みます。次条において同じです。)に理由を付けて調査を中止したことを通知するものとします。

(調査の終了)

第14条 救済委員は、調査が終了したときは、調査結果通知書(第8号様式)により、申立者にその結果を通知するものとします。

(調整の実施)

第15条 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、条例第24条第2項第2号の必要な調整をするものとします。

2 第12条第3項および第4項の規定は、前項に規定する必要な調整をする場合において、育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときについて準用します。

(要請または意見の表明の通知)

第16条 救済委員は、条例第24条第2項第3号の要請または同項第4号の意見の表明をしようとするときは、あらかじめ、要請・意見表明通知書(第9号様式)により、申立者(その調査について同意者がいるときは、その同意者を含みます。)および区長にその内容を通知しなければなりません。

(救済委員の職務についての連絡調整)

第17条 救済委員は、救済委員の職務に関し連絡調整を行う必要がある場合その他必要があると認める場合は、救済委員全員で構成する連絡調整会議を開くことができます。

2 前項に規定する連絡調整会議を開くときに、必要があると認めるときは、

きゅうさいいん きゅうさいいん だいひょうきゅうさいいん えら
救済委員が救済委員のうちから代表救済委員を選ぶことができます。

きゅうさいいん しよくむ じっしじょうきょう こうひょうとう
(救済委員の職務の実施状況の公表等)

だい じょう くちょう じょうれいだい じょうだい こう きてい ほうこく う きゅうさい
第18条 区長は、条例第25条第5項の規定により報告を受けた救済
いん しよくむ じっしじょうきょう まいねんど ないよう こうひょう
委員の職務の実施状況について、毎年度、その内容を公表するとともに、
けんり いんかい ほうこく
権利委員会に報告するものとします。

せんもんしよくいん せっち
(専門職員の設置)

だい じょう くちょう なかの くかいけいねんどにんようしよくいん にんようとう かん きそく れいわ
第19条 区長は、中野区会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和
がねんなかの く きそくだい ごう)の定めるところにより、きゅうさいいん しよくむ たす
元年中野区規則第48号)の定めるところにより、救済委員の職務を助け
るための専門の職員を置くものとします。

2 ぜんこう きてい せんもん しよくいん しよく せっち にんようとう かん ひつよう
前項に規定する専門の職員の職の設置および任用等に関し必要なこと
は、別に定めます。

べつ きだ
(救済委員の庶務)

だい じょう きゅうさいいん しよむ こ きょういくぶ しより
第20条 救済委員の庶務は、子ども教育部において処理します。

こ そうだんしつ せっち
(子ども相談室の設置)

だい じょう じょうれいだい じょうだい こうだい ごう そうだん まどぐち こ
第21条 条例第24条第2項第1号の相談のための窓口として、子ども
そうだんしつ せっち
相談室を設置します。

ほそく
(補則)

だい じょう きそく きだ ひつよう べつ きだ
第22条 この規則に定めるもののほか、必要なことは、別に定めます。

ふ そく
附則

きそく れいわ ねん がつついたち しこう だい じょう きてい
この規則は、令和4年4月1日から施行します。ただし、第21条の規定
は、どうねん がつついたち しこう
は、同年9月1日から施行します。

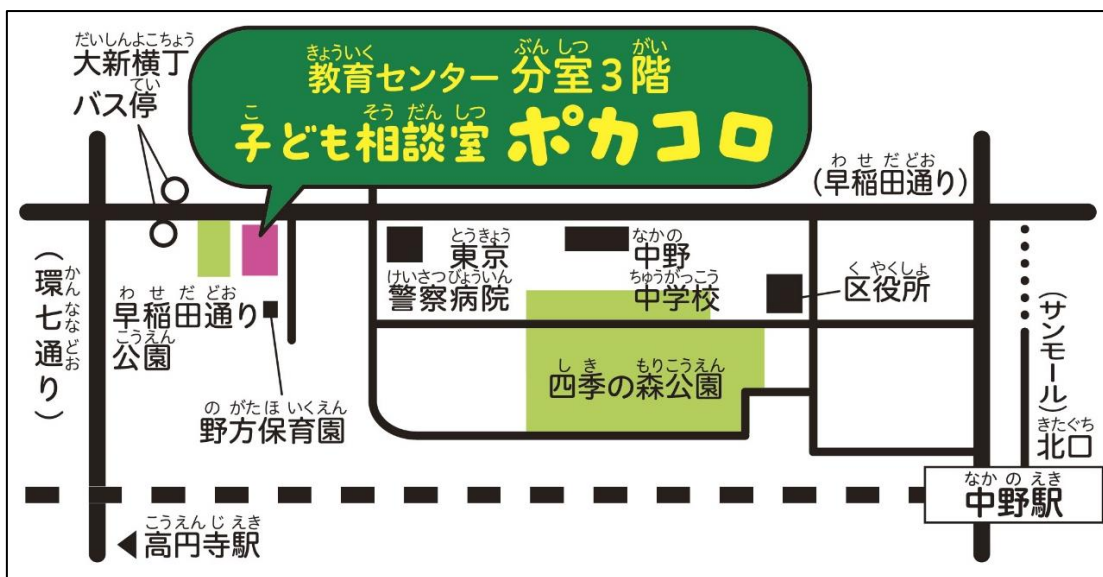
令和6(2024)年度
中野区子どもの権利救済委員（子どもオンブズマン）
活動報告書

令和7(2025)年7月 発行

中野区子どもオンブズマン 子ども相談室
中野区子ども教育部 子ども・教育政策課 子ども相談係
（子どもオンブズマン事務局）

〒165-0027 中野区野方一丁目 35 番 3 号 教育センター分室 3 階
TEL 03-3385-9673(事務局) FAX 03-3385-9674

【地図】



中野区子どもオンブズマン 子ども相談室 ポカコロ

フリーダイヤル



0 1 2 0 - 4 6 3 - 9 3 1

よりそう

きゅうさい



kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

メールアドレス



メール相談フォーム



ホームページ



「会って話したい」「手紙で相談したい」ときは…

〒165-0027

中野区野方1-35-3 教育センター分室 3階 子ども相談室

JR中野駅から歩いて約 20 分 関東バス大新横丁バス停から歩いて約 2 分

【令和7年4月1日～】 月・火・水・金曜日 午後 1 時 ～午後 7 時

受付日時

土曜日

午前 1 0 時 ～午後 4 時

(木曜日・日曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです)

